

防災訓練 はじめての一步!

自主防災組織活動
手引き
と
事例



兵庫県



はじめに

南海トラフ巨大地震や内陸活断層を震源とする地震の発生が確実視され、また、気候変動による風水害の激甚化が懸念されるなか、災害から私たちの生命や暮らしを守るうえで地域防災力を一層高めていくことが重要になっています。

なかでも、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災組織に期待される役割には大きなものがあります。県内では阪神・淡路大震災を教訓に自主防災組織の結成が進展し、組織率は95%を超えています。

しかしながら、その活動状況においては差異があり、積極的、継続的に取り組んでおられる地域がある一方、高齢化や昼間における活動要員が十分確保できない、役員交代に伴う活動ノウハウの継承が困難といったような、さまざまな課題を抱えている地域もあります。

この冊子は、自主防災組織が活動に取り組んでいくための実用的な手引きとなるよう、基礎的な内容に重点を置いて、できる限りの具体の事例などを紹介しながらまとめています。

地域の防災リーダーをはじめ、自主防災組織のみなさんにとってこの手引きが今後の取組みの一助となり、すべての自主防災組織で実践的な活動が展開されることを願っています。

CONTENTS

目次

I 訓練を始める前に、これだけは知っておこう！

1 自主防災の組織づくり	1
2 平常時の活動	2
3 防災知識の普及・啓発	3
4 地域内の災害危険箇所の把握	5
5 防災資機材の整備・取扱い	6
6 災害時要援護者への支援 ➡ 芦屋市	10
◆ よりレベルアップをめざして～「目標・計画を持って活動の継続を」◆	12
7 災害時の活動	14

II さあ、訓練をやってみよう！

1 訓練の計画・準備	16
2 情報収集・伝達訓練～いざという時に備えて	18
3 避難訓練	20
◆ 体験型訓練の事例～大雨時の避難訓練 ◆	23
◆ 津波避難訓練 ◆	24
4 バケツリレー訓練	26
5 訓練用水消火器訓練	28
6 粉末消火器による消火訓練	30
7 救出・救助訓練	32
8 救急訓練～心肺蘇生法・AED、ケガの対処、搬送法	34
9 防災安全マップ～普段から危険な場所などを確認しよう ➡ 伊丹市	36
10 地域活動と連携した訓練	38
◆ 姫路市消防防災運動会「まもりんピック姫路2012」◆	40
11 他の組織や団体との連携 ➡ 芦屋市・三田市・豊岡市・神戸市兵庫区・神戸市東灘区	42

III こんな活動を参考にしてみよう！

○2つの防災福祉コミュニティが連携した津波避難訓練 ➡ 神戸市東灘区	44
○尼崎市内全域の自主防災会会長等による災害図上訓練 ➡ 尼崎市	46
○南あわじ市福良地区夜間避難訓練 ➡ 南あわじ市	48
○ひょうご防災リーダー講座を修了した防災士が支援組織を設立 ➡ 丹波市	50
○地域での自主的な防災行動計画づくりを支援	52

IV よりよい訓練にするために

1 事故がおきたら～訓練中にケガをした場合の対応など	54
2 お役立ち情報	56
◆ ひょうご防災リーダー（講座）について ◆	57

県内市町 自主防災組織に関するお問い合わせ窓口	58
県下消防署一覧	59
参考文献ほか	62

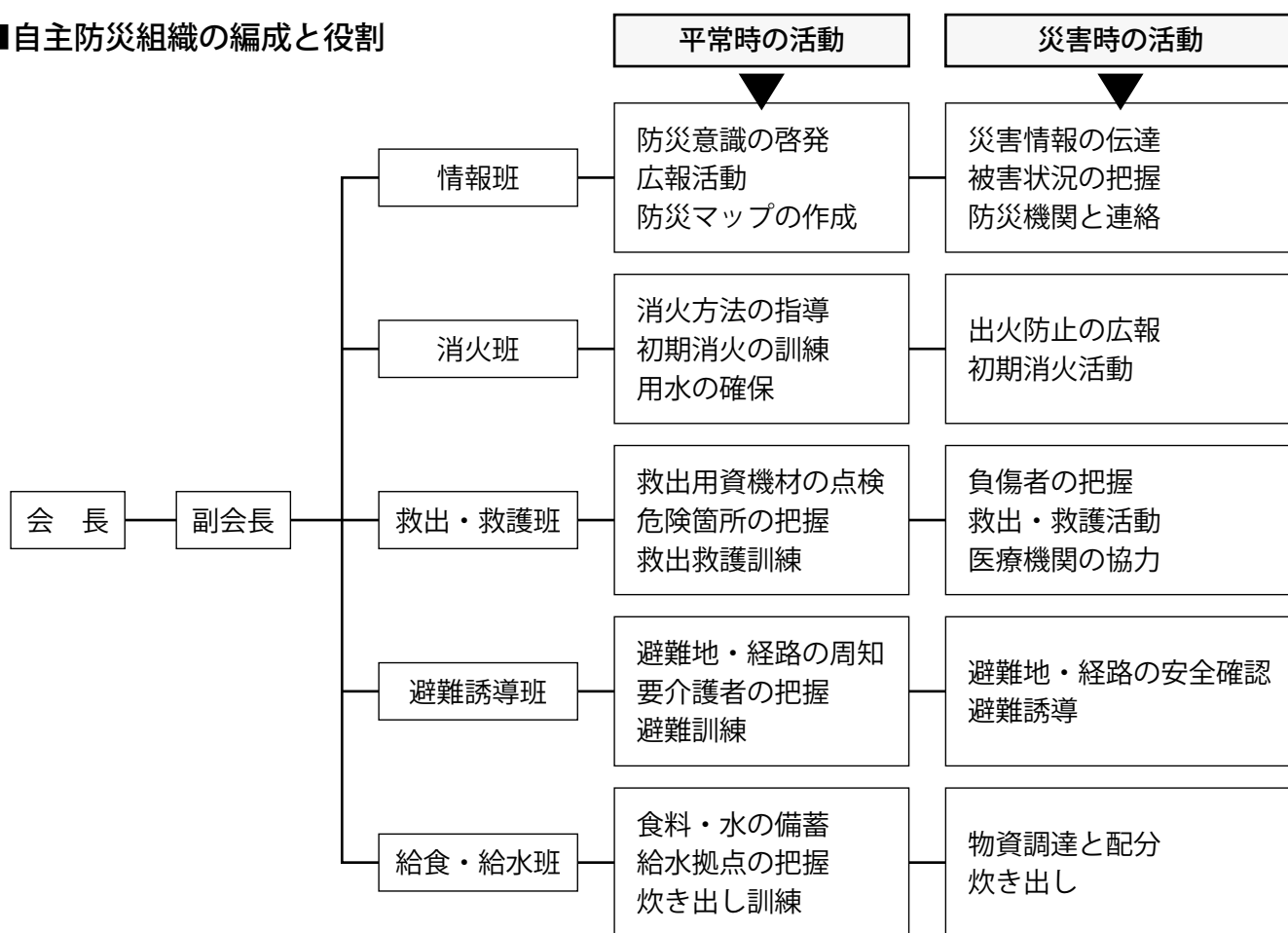
訓練を始める前に、 これだけは知っておこう！

1 自主防災の組織づくり

自主防災組織は、住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」ために自主的に結成する組織です。自主防災組織の立ち上げにあたっては、平常時及び災害時に最も効果的に活動することができるように誰が何を受け持つかを決めて、お互いの役割や関係を理解しておく必要があります。

一般的には下のような組織編成が考えられます。

■自主防災組織の編成と役割



組織の班編成をつくる際の 留 意 点

- 昼と夜では地域にいる人が違うことから、必要に応じて昼夜別々の編成も考える。
- がけ崩れが起こりやすい地域では巡視班、河川の近くでは水防班など、地域の実情に応じて役割を考える必要がある。

2 平常時の活動

災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄など必要な災害への備えを行うこと、そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備えるとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう促すことが重要です。

なお、活動の実施にあたっては、「日常の活動がいざというときに役に立つ」という意識のもと、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしを守るための活動を、自分たちの日常生活の中にどのように組み込めるのかを念頭に置きながら活動を計画し、継続的に取り組むことが望まれます。

正しい防災知識を深めたり、資機材の正しい取扱いや訓練を実施するときは、消防本部や消防団、防災リーダーなどに相談し、これら消防機関などと連携し助言・指導を受けることが必要です。

**“平常時にできないことは、
災害時にもできない”**

災害時に特別なことをするのではなく、普段からの防災活動や地域での取り組みが、いざという時に役立ちます

日常における主な活動項目

日常の 活動

○防災知識の普及・啓発

- ・地域ぐるみで防災意識を高める（講習会、広報紙など）
- ・家庭内の安全対策を進める（家具などの転倒・落下防止など）
- ・家庭での安全点検の推奨（「点検の日」の設定など）

○地域の災害危険性の把握

- ・危険箇所の把握（防災まち歩き、防災安全マップなど）

○防災訓練

- ・災害時の活動に必要なスキルの習得（個別訓練・総合訓練など）

活動を進めるうえでの留意点

- 各々の家庭において、火を出さないこと、家や塀などの倒壊を防ぎ安全性を確保することなど、各個人及び各家庭での防災対策が基本である。
- 自主防災組織の役割分担、活動内容などについての理解を深める。
- 一時的ではなく、継続して実施する。

3 防災知識の普及・啓発

1 地域ぐるみでの防災意識の醸成

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生や拡大を防止するためには、住民一人ひとりが防災に関する正しい知識を習得しておくことが必要です。

そのためには、あらゆる機会をとらえて住民に防災に関する知識や情報を伝えて普及・啓発に取り組み、地域ぐるみで防災意識を醸成することが重要です。

例えば、家庭において身近な一般的に知っておいてほしい防災知識を掲載したパンフレットなどの回覧や各戸配布から始め、地域全体で共有すべき事項を繰り返し行うことを通じて、防災意識を高めていきましょう。

地域ぐるみで行う防災意識の醸成の留意点

地域住民に啓発する内容(例)

- 自主防災組織の役割と活動内容
- 身近な火災予防対策
(消火器・住宅用火災警報器の設置など)
- 風水害への備え、地震発生時の心得、応急手当ての方法
- 災害に備えた家庭内防災対策(家具の固定、備蓄品等の準備など)
- 災害時要援護者への対応
- 風水害や地震などに関する知識
- 過去の災害の事例やその教訓
- 市町の災害関連情報(緊急避難先・避難所・津波避難ビルなどのマップ、ハザードマップなど)
- 地域における防災上の危険箇所・防災資源

地域住民への普及の方法(例)

- 地域の行事やイベントの中で、防災に関する内容を盛り込む。
- 市町や消防機関などの講演会や研修に参加する。
- 市町作成の地域防災計画やハザードマップなどについて、市町の出前講座などによる勉強会を開催する。
- 災害により被災した現地を訪問し、災害の恐ろしさや防災の大切さを学び、地域の対応方策を考える。
- 地域における過去の災害事例や災害体験、身近な防災の豆知識などをまとめた広報紙を作成する。
- 防災知識に関するチラシやパンフレットを作成し回覧や配布を行う。

2 家庭の防災対策の促進

各家庭において災害に対する備えをしておくことは、住民自身の生命、身体、財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するうえで必要不可欠です。

阪神・淡路大震災では、亡くなった方(神戸市内)の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。また、地震の発生直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食料や飲料水などの救援物資が十分に行き渡らない避難所がありました。

このようなことから、各家庭における普段からの備えは非常に重要であり、自主防災組織としても継続的に呼びかけていく必要があります。

各家庭で取り組むべき具体的な防災対策としては次のようなものがあります。

○耐震診断などの建物の安全対策

住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要について、市町の建築担当課に相談しましょう。

○家具などの転倒・落下防止、ガラスの飛散防止

タンスなどの家具類のほか、冷蔵庫、テレビなどの電化製品にも注意が必要です。
強化ガラスや飛散防止フィルムでガラスの飛散防止ができます。

○防災グッズ、食料・飲料水など、物資の備蓄

食料・飲料水については、日頃から1週間程度は買い物しなくても生活できるように、非常食（調理不要のもの）3日分を含めて7日分、飲料水（1人1日3リットル）は7日以上を買い置きするようにしましょう。消費期限・賞味期限に留意して買い足しも日頃から心がけましょう。

また、医薬品、懐中電灯などの生活物資も備蓄（これらも使用期限に注意！）しましょう。

○住宅用火災警報器の設置、消火器の設置促進など、住宅防火対策

平常時においても、火災は恐ろしいものであり、初期消火はもとより、火を出さない対策（耐震自動消火装置付き暖房器具やLPガスボンベの固定など）が重要です。

○家族防災会議

①家族が離れている時に災害が発生した場合の連絡方法、②避難場所と避難経路、③避難時のブレーカー遮断や非常持出品、④災害時における家庭での役割分担など、家族で定期的に話し合しましょう。



3 家庭での日頃からの安全点検～「点検の日」を設定して一斉点検

各家庭では被害の拡大につなげることがないように日頃から安全点検を心がける必要があります。

こうした点検整備は、各家庭で自主的に取り組むべきものですが、自主防災組織としても「点検の日」を設定するなど、各家庭で一斉に点検するよう指導、推奨するとよいでしょう。火災による被害から命を守るため、住宅用火災警報器の設置や保守についての指導も重要です。

なお、建物などの点検を行う際は、建築関係の専門家の指導を受けられるよう、市町に協力を求める必要があります。

【家庭における主な安全点検】

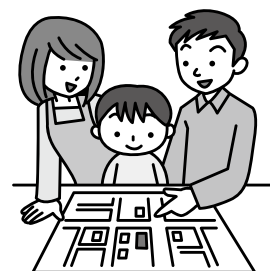
- ①火気使用設備器具などの点検
- ②危険物品などの点検
- ③木造建物の点検
- ④家具などの転倒・落下防止の点検

4 地域内の災害危険箇所の把握

災害時に自主防災組織が地域を守るための効果的な活動を行うには、災害発生後の活動に必要な備えをするだけでなく、日頃から、「自分たちの地域が災害に対してどういう弱点があるのか」「どういう強みを持っているのか」を知り、強みを生かし弱点を補う取組みを行うことが重要です。

「地域で災害時に危険となるのはどこか？」

- ・台風や豪雨のときに、住んでいる地域で浸水する範囲はどこなのか？
- ・がけ崩れなどの土砂災害の危険はあるのか？
- ・これまでに起こった水害では、どこでどのような被害があったのか？
- ・地震の発生後、道路が寸断されたり、火災で延焼しそうな箇所はあるのか？
- ・避難所はどこにあるのか、避難する時の妨げになるものは何か？
- ・津波がどこまで押し寄せるのか？



地域内の避難場所や危険箇所などを住民一人ひとりが知っておくことは、防災に関する認識を高め、災害発生時に的確な活動をするうえで必要なことです。

自分たちの地域で災害が起こった際にどんなことが起きるかを想定して、地域を防災の視点で見ることや地域内の災害危険箇所を把握することは、地域を知り地域を守る第一歩です。自分たちの地域で災害時に危険な箇所はどこなのか、次のような視点で把握し、その情報をみんなで共有しましょう。

地域の危険箇所把握の視点

- 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域（古い木造家屋の密集地）、土砂災害危険箇所（土石流・地すべり・がけ崩れ）、ブロック塀、マンホールなどの現状を把握しましょう。
- 地域の実態に即した消防活動、災害時要援護者に配慮した避難誘導などの対応策について十分理解しましょう。
- 地域内の消火栓や防火貯水槽などの消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸、小川などの活用も検討しておきましょう。
- 地域の災害履歴や、災害に関する伝承などを知ることによって、予防・応急活動に効果的に活用しましょう。
- 市町などが作成した「ハザードマップ」を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しましょう。

こうして把握した危険箇所は、想定される被害や防災拠点などとあわせて、「防災マップ」や「防災カルテ」としてまとめておくと、実際の災害時に大いに役立ちます。

また、地域住民が力を合わせて作成することによって、地域の防災意識の向上にもつながります。多くの地域住民の参加を促すために、「親子ふれあい防災ウォーキング」「タウンウォッチング」といった地域内を実際に歩いてみるイベントとして行うほか、こうした「防災まち歩き」の結果を防災マップづくりにつなげてみましょう。

5 防災資機材の整備・取扱い

1 資機材の整備

自主防災組織が情報収集・伝達、消火、救出・救護、避難誘導などの防災活動を行うためには、それぞれの活動に必要な資機材などをそろえておかねばなりません。その場合、地域の実情や組織の構成などを考えて、市町、消防機関などとよく相談してそろえましょう。

防災資機材としては、次のようなものが考えられます。

防災資機材の備蓄参考例〈標準300世帯〉

区分	品目	数量	区分	品目	数量
救出 障害物除去 用具	バール・丸太	各5	情報伝達 用具	電池メガホン	3
	ジャッキ	3		住宅地図	1
	折りたたみはしご	3	消火用具	街頭用消火器	10
	のこぎり	5		同上の格納庫	10
	掛矢	3		バケツ	30
	おの	3		砂袋（ビニール）	200
	スコップ・つるはし	各10		D型可搬ポンプ	2
	鍬	10	救護用具	担架（折りたたみ車付）	3
	もっこ	10		救急セット	10
	石み	10	避難用具	強力ライト	6
	なた	5		標旗・腕章	各6
	ペンチ	5		ロープ200m	1
	ボルトクリッパー	5		小型発電機	1
	大ハンマー	3	給食・給水 用具	釜（カマド付）	3
	片手ハンマー	5		鍋	6
	一輪車	2		受水槽（1トン）	1
	ロープ	2		ろ水器（2トン／h）	1
	リヤカー	1	その他	ビニールシート	100
	ゴムボート	1			

※受令機、トランシーバー、チェーンソー、簡易トイレなども必要に応じて整備する。

なお、救護用や給食・給水用資機材の保管にあたっては、自主防災組織が単独あるいは共同で備蓄する拠点として防災倉庫を設けることも考えられます。

また、資機材の整備を進めるだけでなく、次のような点にも留意してください。

- ①各家庭に、消火器（地震時に転倒しても使用可能な粉末消火器、強化液消火器など）、汲置きの水バケツ、消火用水または乾燥砂などを備えるよう勧めましょう。
- ②応急手当用医薬品については、できれば地域内の病院、薬局などに対して、災害時には医薬品の提供が得られるよう協議しておきましょう。
- ③救急救命用資機材であるAED（自動体外式除細動器）の設置場所などを把握しておきましょう。
- ④救助用の大型工作資機材については、地域内の土木、建設会社などに対して、災害時に機材の貸与が得られるよう協議しておきましょう。
- ⑤近隣の自主防災組織や団体、事業所などとは、必要に応じて訓練用資機材の共有や効率のよい維持管理の工夫もやってみましょう。
- ⑥いざというときに使用できるよう、日頃から消防機関の指導を受けて点検と取扱い方法の習熟にも努めましょう。

ちょっと
アドバイス

資機材の点検

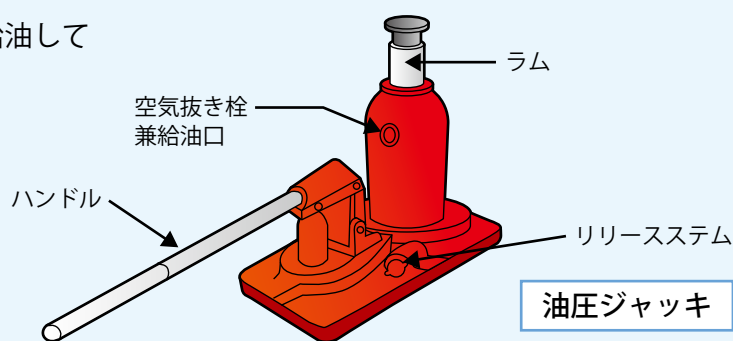
(1) 救助用資機材

- ①斧・なた・のこぎり・スコップ・バール・ハンマー・ボルトクリッパーなど
使用後は水分を拭き取り、金属部分のサビや柄の部分の腐食に注意するとともに、刃の部分は磨いておきましょう。

- ②ジャッキ（2t用）

リリースシステムを緩めて油圧を抜き、ラムを縮めた状態で収納してください。リリースシステムを緩めすぎて抜かないように注意してください。オイルが漏れます。

可動部に潤滑油を給油しておいてください。



(2) 折りたたみ式担架

湿気の多い場所には収納しないでください。カビの原因となります。
たまには虫干しもしましょう。

- ☆使用前には必ず点検を行いましょう。特に小型動力ポンプ、発動発電機などは使って動かすことで調子を維持できます。定期的に始動点検をしましょう。
- ☆電池を使用する器具は、使用後は電池を外して保管しましょう。

2 救助用資機材の使用方法

(1) つるはし・のこぎり・斧・スコップ・バール

あらゆる災害現場において、切る、削る、割る、掘る、押し上げるといった作業に使用します。

また、のこぎりなどの刃物についての受け渡しは手渡しとし、危険防止に注意してください。（無造作に地面に置いておくと踏んだりして危険です）

斧、スコップなどの長いものは、周囲の状況（人の位置）を十分確認した後、使用してください。特に後方に人がいないか注意しましょう。

各種救助用資機材



つるはし



のこぎり



斧



スコップ



バール

(2) ハンマー

ハンマーは主に金属、コンクリートなどを砕き、打ち付け割りなどの破壊作業に使用します。

重いものなので、女性や子どもが使うには限界があります。

破壊活動中は防塵メガネなどで目などの保護をしてください。

また、破壊活動中は周囲に人を近づけないでください。



(3) ボルトクリッパー

ボルトクリッパーは災害現場において鉄線・針金の切断はもとより、電気漏電下でも電気コード・プロテクターの切断を行うことができます。

電気コードなどを切断する際は帯電グローブを着用してください。

切断用途は銅線、アルミ線、軟線、硬鋼撚線などです。



(4) ジャッキ（2t用）※写真・説明は油圧ジャッキ

ジャッキは、災害現場において、重量物の持ち上げなどの作業を行う器具です。

ジャッキは入るスペース（すき間）が無ければ使用できません。

バールなどでスペースを確保した後を使用してください。

ゆっくりと使用し、限界に達したら、それ以上に油圧をかけないでください。



支持部が安定しない時は、あて木などの強固で安定した仲介物等を用いて使用してください。

横向きに使用した場合、限界荷重が通常の5～7割程度になります。

油圧を抜く時は、ゆっくりと操作すること、早く操作すると重量物は急激に降下しジャッキが破損する場合があります。**(重大な事故につながります！)**

3 その他の資機材の使用法

(1) 発電発電機

始動方法などについては、説明書をよく確認し、いつでも使えるようにしましょう。また、燃料の残量なども確認しておきます。

定格出力は余裕をもって使用しましょう。

※定格出力 (VA) = 100 (V) × 使う物のアンペア (A) (使用器具を確認してください)



(2) 折りたたみ式担架

固定時に指を挟まないように注意しましょう。



たたんだ状態



広げた状態

ステップ
アップ!

☆取扱いを覚えると同時に、地区内のどこに防災資機材倉庫があるのか確認しましょう。

☆家庭内の大工道具も使えるかもしれません。確認してみましょう。

☆緊急時に使えそうな資機材が地域内の工務店、機械工場など置いているかもしれません。いざという時に協力してもらえる体制づくりを考えてみましょう。

6 災害時要援護者への支援

1 災害時要援護者とは

災害時に大きな影響を受けるのは、いわゆる災害時要援護者です。

災害時要援護者とは、高齢者（一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ねたきり高齢者、認知症高齢者等）、身体障害者（視覚・聴覚障害者、音声言語機能障害者、肢体不自由者、内部障害者、難病患者）、知的障害者、精神障害者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等で、次のようなハンディキャップを持っている人をいいます。

- ①身の危険を察知できない ②危険を知らせる情報を受け取ることができない ③身の危険が察知できても救助者には伝えられない ④危険を知らせる情報を受け取っても対応行動ができない ⑤災害時（避難準備情報発表から平常の生活が回復するまでの間）被災地で生活する際に何らかの配慮が必要

2 災害時要援護者の把握

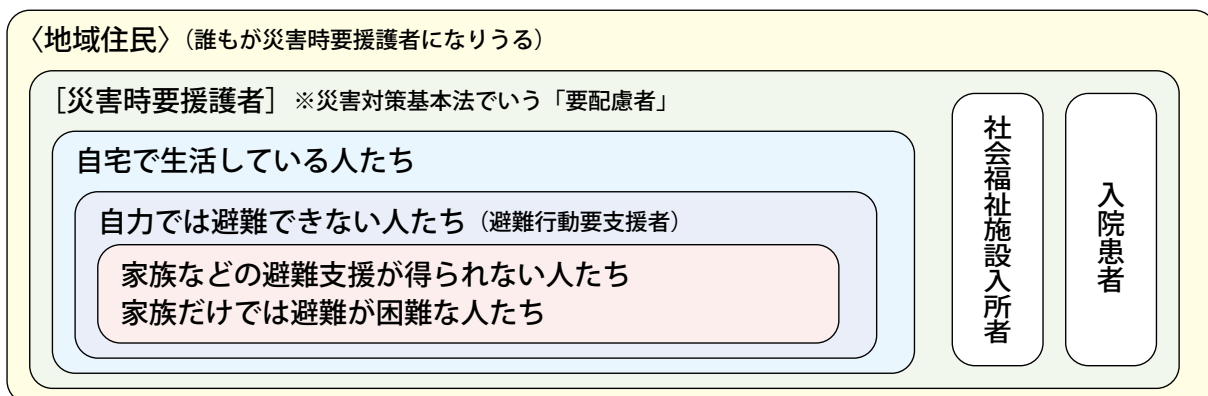
災害時には、災害時要援護者に対する情報伝達や避難行動、避難生活の支援などが必要となります。

そのため、避難行動要支援者名簿を作成する市町と連携し、災害時に要援護者の安否確認や避難支援などを確実に行えるよう、プライバシーに配慮して、日頃から要援護者の所在など、地域の状況を把握しておく必要があります。

災害時要援護者支援のポイント

- ・市町が作成した避難行動要援護者名簿に載っている人を知っていますか？
- ・名簿に載っていないが、災害時に支援を必要とする人がいますか？
- ・だれがどのように安否確認をしますか？
- ・災害時には、家族または地域の人など、だれが避難誘導しますか？
- ・どのような手段で避難所まで連れて行きますか？
- ・避難所生活で配慮すべき事は何ですか？ など

【地域にはさまざまな災害時要援護者が住んでいる】



災害時要援護者一人ひとりのニーズに対応した支援
災害のステージで変化するニーズに対応した支援

3 顔の見える関係づくり～日頃からの近所づきあいが災害への備えの第一歩

災害時要援護者が安全で安心して暮らせる地域社会をめざすことは、地域全体の安全を向上することにもつながります。近所のあいさつや地域のイベントなどを通じて、近所のつながり（地縁）を深めたり、日頃からの声かけや見守り、災害時要援護者やその家族が参加する防災訓練を行うことなどが、顔の見える関係が広がる地域コミュニティづくりにつながります。これが災害への備えの第一歩となります。

4 福祉関係団体と連携した支援の輪づくり

災害時要援護者のお宅を初めて訪問するときは、あまり顔見知りでない者同士では不安です。民生委員や障害者相談員など、日頃から接している福祉関係者に同行してもらおうとお互い安心です。地域の行事案内などを兼ねて訪ねると声をかけやすくなります。

災害時要援護者の状況を知る社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護従事者、福祉ボランティアなどの福祉関係団体等とも連携し、普段から交流を図ることが大切です。

高齢者、障害者に安全、安心な避難訓練の実施

芦屋市 アステムD棟自治会 自主防災グループ“だいじょうぶ”隊

芦屋市高浜町にある高層マンション「アステム芦屋D棟」は、65歳以上の世帯が85%と高齢化が進んでいます。また海に近いため、津波発生時に安全な指定避難場所へ行くには1～2km山側に移動する必要があり、高齢者や要支援者が避難することは、困難な状況となっています。

このため、同棟の自治会は津波から無理なく安全に避難できるよう、マンションの7階にある空中公園を一時避難場所としています。同自治会の自主防災組織「自主防災グループ“だいじょうぶ”隊」が中心となって、平成26年1月に高齢者と子どもたちも多数参加して、7階空中公園への避難訓練を実施しました。

- 事前の準備として、マンション内全戸に、チラシ・ポスターで参加を呼びかけ、訓練参加の出欠をとりました。
- 家族で楽しく訓練に参加してもらえるように、子ども向けのイベントもたくさん企画しました。
- 訓練の事前説明として、実施マニュアルと進行スケジュール表を作成し、全戸に配布しました。
- 防災の基本である、「事前の備え」と「直ちに避難」の意識をしっかりと住民に持ってもらうために、“だいじょうぶ”隊だより「防災特集号」を発行しました。
- 訓練当日は、隣近所が声を掛け合い、高齢者などを助けながら、みんなで7階空中公園まで避難しました。
- 避難訓練に続いて、消防署の助言を得て、本物の消火器を使って初期消火訓練を行いました。また、住民による炊き出し訓練も実施しました。
- 訓練の終わりには、「住吉呉田まちづくり会」事務局長から、防災に関する講話を聴き、防災意識を高めることができました。

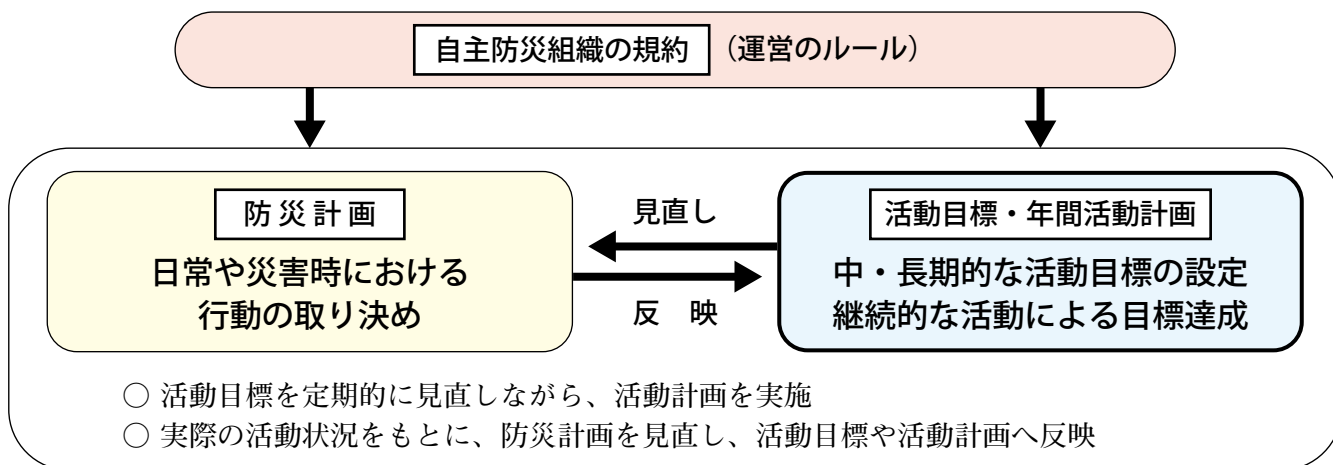
今回の訓練は、マンション住民が「お互いに顔の見える関係」をより深め、自助共助の防災意識をさらに高めることができました。

私たちは、人へ手を差しのべようとするときに、よく「だいじょうぶですか」と、声をかけます。グループ名の「だいじょうぶ隊」も、そういった人への心遣いに使う言葉「だいじょうぶですか」から命名されました。当マンションの民生児童委員と福祉推進委員の方には、例会や全ての行事に参画していただき、連携した取組みを行っています。

よりレベルアップをめざして～「目標・計画を持って活動の継続を」

☆ 継続した活動を行うには（規約・防災計画・活動目標・活動計画）

自主防災組織を継続的に運営するためには、規約を定め、防災計画を作成しておくことが大切です。また、住民の防災意識を高め、地域防災力の向上を図るうえで、組織の活動目標や活動計画を立てることが重要です。



【規約】

組織の目的、事業内容、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の作成などについて定めた、組織の運営ルールです。自主防災組織が自治会などの一つの部門である場合は、自治会などの規約を改正して定めるケースも多くあります。

【防災計画】

災害時に素早く効果的に防災活動を行うための組織としての活動指針であり、組織編成や各班の役割分担、平常時の活動や災害時の活動方法を具体的に定めたものです。

☆ 活動目標の設定

活動目標の設定にあたっては、防災の知識を深めながら、実際の活動を通じて徐々に活動レベルを上げて、これに応じて目標を修正していくことが重要です。

- ① 消防団などから、防災についての専門的な知識や技術などについてアドバイスを受けておく。
- ② 防災マップやハザードマップなどを活用して地域の災害危険箇所を把握しておく。
- ③ 組織の活動状況を考慮して、中・長期的に実現可能な具体的目標を設定する。

年間活動計画 (例)

- 月 自主防災会 打合せ
- 4月：役員会 年間計画の決定
- 5月：総会、防災研修会
- 6月：班会議、救急講習会
- 7月 } 総合防災訓練・地域防災訓練 準備
- 8月 } 市文化祭準備
- 9月：市総合防災訓練 参加
- 10月：地域防災訓練
- 11月：市文化祭(防災展示)、高齢者宅訪問
- 12月：年末警戒、防災倉庫点検
- 1月：防災講演会 (1.17)、個別訓練
- 2月：役員会で1年間の検証 (振り返り)
- 3月：新年度計画案作成

中・長期計画 (例)

- (目標)
- 1年目：防災知識の普及・啓発
 - 2年目：家庭内対策の徹底
 - 3年目：災害危険箇所の確認
 - 4年目：避難訓練の重点実施
 - 5年目：近隣自主防災会との連携強化
- (行動計画)
- 1年 目：防災知識の普及・啓発
 - 4～ 6月：防災研修会、救急講習会
 - 7～10月：展示パネル、チラシの作成
 - 11～ 1月：市文化祭、年末警戒、防災講演会

☆ 活動計画の作成

活動計画の作成にあたっては、前年の活動状況や、年間を通じてどのような防災活動を行う必要があるかを検討します。

計画作成の手順

- (1) 班別に検討会を開くなど、できるだけ多くのメンバーからいろいろな意見を出してもらいます。(班ごとに検討することで活動の漏れをチェックすることができます。)
 - ・活動の実施時期も含め、考えつくことを箇条書きします。箇条書きしたものを時系列に並べ替えて整理すると、大まかな年間計画ができます。
 - ・各活動の関連作業(打合せ会議日程や雨天等予備日など)も含めて整理します。
- (2) 出てきた意見をテーマごとに整理し、優先順位をつけます。
(緊急性・重要性といった基準を設けると、討議や合意が進みやすくなります。)
- (3) 整理された意見をもとに、活動状況から時間的制約、予算、活動主体などの要素を加味して活動計画を作成します。
 - 徐々に活動目標を修正しながら活動レベルの向上に努め、地域の防災活動について継続的に取り組む姿勢で検討します。
 - 年間計画に特徴を持たせるために、年度ごとの重点項目(目玉事業)を決めることも工夫のひとつです。

☆ 継続は力なり

地域の防災活動においては、1回だけの活動で住民の防災意識が急に高まる、あるいは活動レベルが一気に向上するものではありません。防災力の向上は一朝一夕にはできません。

また、活動レベルが上がったとしても継続して活動が行われなければ、地域住民の関心も次第に薄れていきます。しっかりと活動を継続していくための活動計画を作成し、活動目標の達成に取り組むことが重要です。

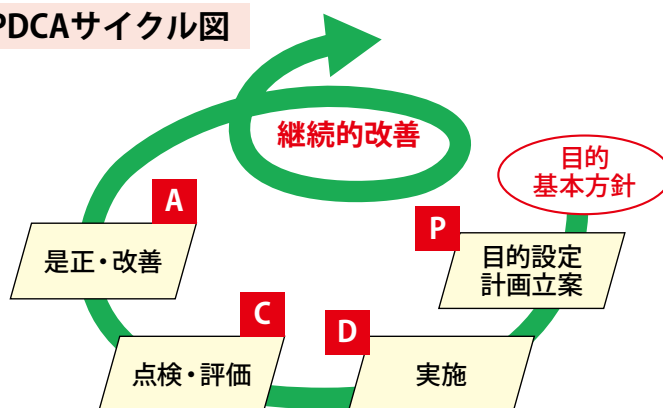
☆ PDCAサイクルについて

実現可能な目標を立てて取り組み、振り返りを行い、今年より来年、来年より再来年と地域防災力の向上を目指して、着実に活動を続けることが大切です。このような一連の活動はPDCAサイクルと呼ばれています。

PDCAサイクル

- ①P：PLAN（計画）
どのような活動を、どういう目的で、だれがいつ実施するのかを決めます。
- ②D：DO（実施）
計画した活動を実施します。
- ③C：CHECK（点検・評価）
実施した活動が有効であったか評価し、課題は何かを点検します。
- ④A：ACTION（是正・改善）
実施結果の課題の改善策を検討します。

PDCAサイクル図



7 災害時の活動

1 情報収集・伝達～情報は正確にすばやく伝達

災害のおそれがあるときや発生した場合は、的確な対応をとるため、正しい情報をすばやく集め、住民に伝えることが大切です。各個人がそれぞれ市町と連絡をとろうとすれば、市町は電話の対応に追われ、必要な応急対策がとれなくなります。自主防災組織では、あらかじめ災害状況や避難勧告など伝えなければならない内容とルートを地域ごとに定めておき、災害時には市町と連携を取り合って情報を伝達します。

情報収集・伝達の留意点

- 地域内の被害情報や避難状況をいち早く収集し、自主防災組織の責任者に報告する。
- 責任者は市町へ地域の情報をまとめて伝える。
- 情報は簡潔にわかりやすく伝える。(場合によってはメモを添える)
- デマやパニックを防ぐため、不確かな情報は防災行政無線やラジオ、テレビで確認する。

2 出火防止・初期消火～火が出たら、すぐに消火

地震が発生したとき、恐ろしいのは火災です。同時に多発するだけでなく、道路が通行できない、消火栓が壊れて使えないなど、消防機関は普段の火災のときのように活動することができなくなるおそれがあります。自主防災組織では、日頃から地域ぐるみで火を出さないように徹底しておくとともに、火が出たらすみやかに消火活動を行います。

地震時に火災を防ぐチャンスは「消火の留意点」に記載しているとおり、3度あります。これを逃さないように落ち着いて、そして決して無理せずに行動しましょう。

消火の留意点

- グラツときたら、すぐに火の元を止める。
- 揺れが収まった後、万一火が出ていたら、火が小さいうちに消火器やバケツなどで消す。
- それでも消火しきれないときは、大声で「火事だ!」と叫び、隣近所の人に呼びかける。
多く的人数でバケツリレーや可搬式動力ポンプで消火活動を行う。

3 救出救護～すみやかにみんなを

大きな災害が発生すると、建物の倒壊や落下物によって多くの負傷者が出ます。自主防災組織では、これらの人を早く救出し、適切な応急手当を受けられるようにする必要があります。

倒壊物の下敷きになった場合は、ジャッキ、ロープなどの資機材を使って救出します。自主防災組織だけで救出が困難な時は、消防署へ出動を要請し、その活動に協力します。

軽傷者は、できるだけ自主防災組織で手当てをし、重傷者も可能な限り応急手当てをしてから近くの医療機関や救護所へ搬送します。

4 避難～落ち着いて、みんなで避難

災害のおそれがある時や発生した場合、市町長から危険地域の住民に対し避難の勧告や指示が出されることがあります。その際には自主防災組織が中心になって、混乱なく、安全に住民全員が避難できるように避難場所へ誘導します。

避難活動の留意点

- 避難誘導の責任者はまわりの状況と正しい情報をもとに安全なルートを選択する。
- ほかの組織の住民と混同しないように、自分の地域の目印になるものを携帯する。
- 傷病者、高齢者、障害者など、自分一人で歩けない人は担架で運ぶなどして、全員が組織としてまとまって行動する。
- 持ち物は最小限にして、特段の事情がない限り自動車は使用しない。

5 給食・給水～水や食料はみんなでわけあって

災害が発生した時には、電気・水道・ガスの供給が止まる場合があります。また食料も不足します。自主防災組織では日頃から各家庭に最低7日分の食料や水を備蓄するように取り決めるとともに、組織としても食料やろ水器、釜、鍋、燃料などを備蓄します。災害時には各個人のわがまを許さないように整然と配布し、また給食班を中心に炊き出しを行います。

炊き出しを行う際には、衛生面に十分配慮し、食中毒などの二次的な被害を出さないよう注意しましょう。

ちょっと アドバイス

正確な情報収集と伝達の必要性

災害時には、自分が置かれている状況を理解できず、目の前に危険が迫ってくるまで、その危険を認めようとしない心理が働き、「たいしたことはない」と思い込む場合があります。こうした心理状態を学問的には「正常化の偏見」といいますが、自主防災組織においては、危険な状況をいかに正確な情報として住民に伝えるかがとても重要になります。

正確な情報収集、伝達のために留意するべき点は以下のとおりです。

- ❶ 事実を確認し、時機に適した報告を行いましょう。
- ❷ 市町や消防機関などとの情報を共有しましょう。
- ❸ 伝達は簡単な言葉で行い、難しい言葉を避けましょう。
- ❹ 口頭だけでなくメモ程度の文書を渡しておくよう努めましょう。
- ❺ 情報を正確に伝達するために、受信者に内容を復唱してもらいましょう。
- ❻ 伝言には数字がからむことが多いため、数字の伝達には特に注意しましょう。
- ❼ 「異常なし」も重要な情報です。
- ❽ 定期的な報告を行いましょう。

さあ、訓練をやってみよう！

1 訓練の計画・準備

実際に災害が発生すると、なかなか思うように体が動かないものです。日頃からくり返し訓練を行い、防災活動に必要なスキルを身をもって覚えることが大切です。

訓練にあたっては、次のような点に留意しましょう。

訓練実施に向けた留意点

- 正しい知識、技術を習得するために、消防機関などの指導を受ける。
- 訓練終了後に、訓練内容を見直すことも重要。
- 地域内の事業所などの自衛消防組織、さらには近隣の自主防災組織とも共同して防災訓練を行うとつながりが強まる。
- 特定の災害だけでなく、地域の実情に即した訓練内容とする。
- 災害時要援護者にも配慮した効果的な訓練内容を考える。
- 市町や消防機関などが主催する総合防災訓練に積極的に参加する。
- 短時間でも訓練を行えるよう、実施方法などを工夫する。
- 固定観念にとらわれず、応用動作ができるようにする。
- 訓練の際には、事故防止に努める。
- 訓練の実施にあたっては市町に相談して、届け出などを忘れないようにする。



防災訓練のうち、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練が代表的な訓練としてよく実施されています。

①個別訓練	情報収集・伝達訓練 地域内の被災状況、災害危険箇所の巡視結果、避難状況などの情報を早く集められることや防災関係機関の指示などを正しく地域住民に伝えられることをチェックします。 避難訓練 避難の要領を学び、指定された場所まで早く安全に避難できるようにします。あわせて、各個人レベルでの避難時の携行品などをチェックします。 消火訓練 消火器、バケツ、可搬式動力ポンプなどの使用方法や消火技術を習熟します。同時に火災から身を守る方法を学びます。 救出救護訓練 はしご、ロープ、パールなど救出用資機材及び使用方法を学び、けがをした人の救護活動や応急手当の方法を身につけます。 給食・給水訓練 炊き出しのほか、食料、飲料水を各人に効率よく配分する方法を訓練します。 その他訓練 避難所運営訓練、避難所体験訓練など 
②総合訓練	個別訓練によって習得した知識・技術をあわせて組織の各班がお互いに連携を取り、それぞれ効果的に防災活動ができるように訓練します。
③体験イベント型訓練	防災と直接には関係しないイベント等に防災要素を組み込んで訓練します。
④図上訓練	災害に対するイメージトレーニングです。

こうした訓練はいずれも重要であり、これらすべての訓練が有機的に機能してこそ、発災時に人の命を救い、災害を拡大させないことにつながります。



訓練の実施時期やテーマを工夫する

- ☆訓練の実施日を住民に周知徹底しましょう。(ポスター、チラシ、回覧板など)
- ☆毎回同じ日時で訓練を実施すると同じ人しか参加できないので、休日や夜間などさまざまな人が参加できる工夫をしましょう。
- ☆訓練はくり返し行うことが大事ですが、テーマや年齢層を絞るなど、訓練内容に変化をつける工夫も必要です。

地域行事に訓練を取り入れる

- ☆夏祭りや地域運動会、とんど焼きなど多くの人が集まる地域イベントに、例えば、消火器的あてゲーム、バケツリレーや小型ポンプでの消火、簡易担架搬送リレー・土のう積み競争など、防災に関する訓練の要素を組み込むことも効果的です。

2 情報収集・伝達訓練～いざという時に備えて

1 ねらい

地域内の被災状況、災害危険箇所の巡視結果及び避難の状況などの情報を正確かつ迅速に収集、伝達することを目標にします。

2 必要スタッフ

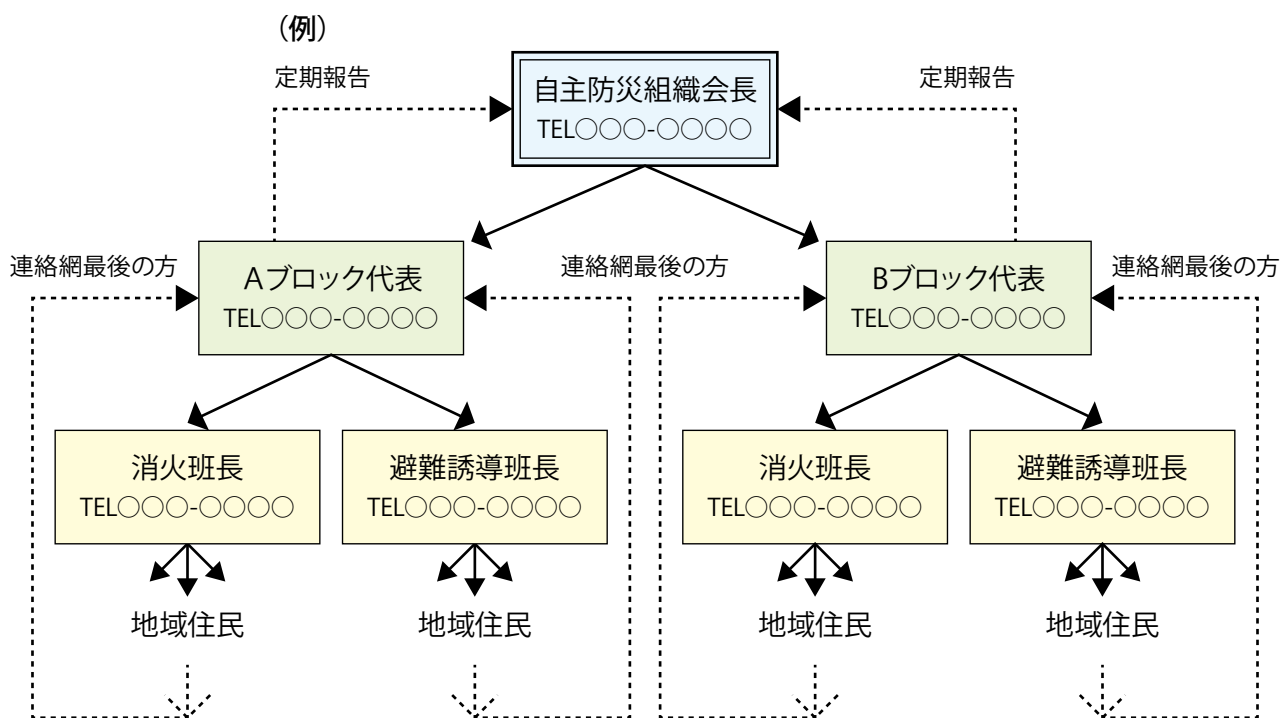
2、3人～（電話連絡だけなら）

3 必要なもの

緊急連絡網（各自）、電話（あれば携帯電話）、住宅地図（1冊）

4 進め方

(1) まず、緊急連絡網を整備しましょう。



※次の伝達先の家の場所を住宅地図などで確認しておいてください。

（徒歩で連絡する必要がある場合に使用します）

※最後の方は、伝達された内容と伝達時刻をブロック代表などに折り返し、連絡してください。

※あらかじめ、上記のような決まり事を話し合っておきましょう。

(2) 情報収集する内容の概略を定めておきましょう

現場の住所、目標、現場の状況、負傷者の有無と程度、今後予想される状況、現在の措置、通報者、避難所の避難者数、避難状況など

【情報収集内容（例）】

報告内容	連絡先	受信者	報告時刻	発信者(通報者)	報告手段
	情報収集班	〇〇班長	7/21 17:00	△△	文書
現場の住所・目標	〇〇丁目〇番地 〇〇川右岸の市道〇〇線〇〇橋付近 目標：〇〇橋商店街				
現場の状況	〇〇川右岸〇〇橋付近は避難判断水位を超えた				
負傷者の有無と程度	現在負傷者なし				
今後予想される状況	今後も雨は強まるので、低地にある〇〇橋商店街に濁水が流れ込むおそれがある				
現在の措置	〇〇橋及び市道〇〇線は通行止めを行い、消防団による土のう積み等水防活動中。 また商店街においても、協力し合って各店舗先の土のう積みを行い、避難所への移動を始めている。				
避難所の避難者数	〇〇小学校に〇〇橋商店街30世帯（全体の約半数）				
避難状況	商店街の高齢者世帯は全員避難済み				

ステップアップ!

※情報収集するときは、メモをとるよう心がけましょう。

※電話が使えない場合やかかりにくいことを想定して、電話に頼らない情報伝達方法（無線、徒歩など）を計画しておきましょう。

※被害状況だけでなく、こういった方が地域で困っているかなど、人に関する情報についても収集するよう努めましょう。

5 情報伝達の方法

- (1) 模擬情報を与えます。（例：〇時〇分、大雨で〇〇川が決壊するおそれがあり、〇〇町と〇〇町に避難勧告が発令されました。地域の住民の方は〇〇小学校まで避難してください。など）
- (2) 地域の緊急連絡網を基に情報を伝達しましょう。次の連絡先が留守などで電話に出なかった場合はその次の方へ連絡します。この時、次の人に、前の人と連絡が取れなかったことを合わせて伝え、その情報を最後の人まで伝えます。
- (3) 最終的に伝達された模擬情報が、どの程度正確に伝達されたかを確認します。例で挙げた緊急連絡網の場合には、連絡網最後の住民の方が、地区のブロック代表に連絡を受けた内容、かかってきた時間などを報告します。連絡が取れなかった人の情報も伝えます。
- (4) ブロック代表は、定期的（10～20分おきなど）に自主防災組織会長へ伝達できた人数、伝達できなかった具体的な場所（名前）を伝えます。
- (5) 最終的に、あらかじめ決めておいた時間がきたら終了します。自主防災組織会長は、集計に基づいて後日結果を発表し、改善点などがあれば皆さんで話し合います。

3 避難訓練

1 ねらい

災害に備えて地域住民が安全に避難できるように訓練並びに避難所開設や運営訓練を実施することで、地域の交流が生まれます。

普段から要援護者と接することで、一人ひとりに合わせた搬送用具、搬送方法などが分かり、災害時に役立ちます。

実際に地域内を避難してみることで、搬送用具に合った経路、距離、所要時間及び支援者の必要人数が確認できます。

2 必要スタッフ

避難者、要援護者（役）以外はスタッフとなります。

交通事故が起きないように、車の多い箇所や横断歩道にもスタッフは必要です。

消防署、消防団、警察にも事前に相談し、協力を求めましょう。

3 必要なもの

- ・搬送用具 担架、車椅子、リヤカー、毛布、竹竿など
- ・救急箱・AED
- ・避難所運営 避難者名簿、筆記用具など
- ・宿泊訓練 寝具(毛布など)、ダンボール箱、炊き出し道具及び材料、非常食、水(ペットボトル)
- ・道路使用許可証 (道路において消防、避難、救護などの訓練を行う場合は、警察署長の許可を受ける必要があります。)

4 内容紹介

(1) 避難訓練（避難誘導班、要援護者の支援者、救出班、救護班など）

災害発生により緊急連絡網や直接ハンドマイクで避難勧告を伝達します。参加者は隣保単位ごとに各世帯の安否を確認したのち、各自の非常用持出袋を持って、一時避難場所へ集合します。人員確認ののち、避難所へ移動します。

(2) 避難所開設（運営等本部班、避難所班、炊き出し班など）

災害発生により避難所に集合し、情報収集並びに開設、炊き出し準備をします。

(3) 宿泊訓練（本部班、避難所班、炊き出し班など）

家族で参加するのが望ましいですが、震災経験の無い子どもたちだけの参加でも可能です。限られた食事、水、寝具及びスペースで生活することを基本とします。

楽しんで行えるように軽い運動やゲームをするのも良いでしょう。また、防災講話、消防訓練などを併せて実施しても良いでしょう。

(4) 要援護者対策

家族だけで避難できない場合は、地域で支援する必要があります。搬送用具（車椅子など）は各自で用意するのが基本です。

日ごろからのお付き合いで要援護者の状態を把握し、どんな搬送用具が必要か考えましょう。

5 進め方（計画から反省会まで）

(1) 打合せ会議（計画書の作成）

どんな災害が考えられるか？

災害によって避難しなければならない地域はどこか？

避難経路は？（1つだけでなく、安全な代替避難経路も検討しましょう）

避難所の開設および運営は？

どこに協力依頼するか？（協力団体などにも会議に出席してもらいましょう）

宿泊訓練をする場合、その内容は？

(2) 役割分担

本部班、避難誘導班、要援護者の支援者、炊き出し班、避難所班、救出班、救護班など

(3) 協力依頼（地域を挙げて実施するために協力が必要です）

小学校（避難所、場合によっては中学校）、各自治会、マンション管理組合

市町の防災担当、警察署（道路使用許可のほか避難訓練の手伝いなど）

社会福祉協議会（他に地域内の福祉施設）、民生委員及び児童委員、消防団、消防署

(4) 訓練の実施

①計画に沿って訓練を実施します。避難訓練では、避難場所に到着できる時間にバラつきがあるので、みんなが集まるまでの間にやることを計画しておきましょう。

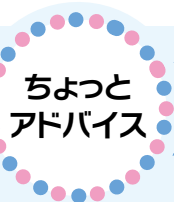
②避難誘導は、参加者の誘導・確認をしますが、実災害では特に津波の場合などは、自らも逃げることを念頭において行動することが必要です。

③避難場所まで漫然と歩くだけでなく、みんなで危険な所はないか、車椅子やリヤカーが通れるかなど、避難経路を点検しながら歩きましょう。

④子どもたちが参加する宿泊訓練は、特に安全に注意し、保護者とすぐに連絡できるようにしておきましょう。

(5) 反省会・振り返り

反省会や各世帯の振り返りは必要です。また、できれば要援護者ごとの振り返りもやってみましょう。反省点は、みんなで共有することが大切です。



年に1回は避難訓練を

☆避難訓練は繰り返しやることで、いろいろな問題が見えてきます。

☆その経験をもとに、年一度は訓練を実施してみましょう。



困った時こそ
「共助」…

災害時には、自分が要援護者になることがあります。家具の固定などで災害に備えるとともに、日頃から近所でコミュニケーションを図っておく必要があります。困った時こそ助け合いの精神、「共助」が重要です。

風水害避難訓練 実施スケジュール（例）

時間	進行内容	訓練内容
9:30	訓練開始	訓練開始：避難勧告の発令 (スタッフがハンドマイク等を使って周辺住民に広報)
9:35	避難開始	数世帯の隣保単位で集合し、安否確認後、避難経路により避難所へ避難開始 災害時要援護者の移動支援（車椅子・キャリアカー）
10:00	到着・点呼	避難所に到着したら、避難所スタッフに報告（または避難所受付名簿に登録）
10:10	各種訓練・イベント	避難所にてイベント（防災講話、非常用持出品の説明、土のう・簡易水のう作り、応急手当）、炊き出し訓練
11:05	講評	講評
11:10	解散	解散・炊き出しの試食

○炊き出し訓練では衛生面に十分配慮し、食中毒などの二次災害が発生しないように注意しましょう。

○避難ルートにおいて、車椅子などが安全に通行できるか、危険な箇所がないか、確認しながら避難することも大切です。



体験型訓練の事例～大雨時の避難訓練

1 ねらい

流水や濁水の中を歩くことにより、洪水歩行の難しさを知り、水害時の避難がいかに危険かを体験することで、大雨が降った際の早期避難の必要性や災害時要援護者対策の必要性を学びます。

2 準備したもの

梯子4本×2組、入浴剤（※白い入浴剤を混ぜると濁る＝足元が見えなくなる）、ブロック（10個）、ブルーシート、ポンプ（1基）

3 いろいろな訓練方法

プールを歩いてもらい、洪水歩行（濁った流れる水の中を歩くこと）の難しさを体験してもらいます。簡易プールは、梯子とビニールシートを使って作ります。

- (1) 簡易プール①では、流れる水を表現（色は付けない）。流水の中、車いすや担架で人を運ぶ訓練を行います。

☆簡易プールに水流を作るには・・・ポンプを使ったり、ポンプがなくても、大人3～4人がプールの中を何周か回することで、流れを作ることができます



- (2) 簡易プール②では、入浴剤を入れ、濁水を表現（中にブロックを入れ、障害を作る）。足元が見えない中、避難する不安を体験します。



この事例は、「第15回防災まちづくり大賞」（財団法人消防科学総合センターなど主催）の「消防科学総合センター理事長賞」に選ばれた、赤穂市の塩屋向自治会自衛防災隊の実践の様子です。

津波避難訓練

津波による被害は広範囲にわたることから、避難訓練は複数の地区、消防署、消防団、警察、市町防災担当課、福祉関係団体、近隣福祉施設、事業所などが合同で実施すれば、より実効性があり現実味のある訓練となります。行政だけに任せるのではなく、自主防災組織が主体となり、関係機関と一緒に「みんなで逃げる」ことを念頭においてやってみましょう。

合同津波避難訓練 実施スケジュール（例）

時刻	項目	進行内容	参加者の行動内容
9:59	緊急地震速報	○防災無線放送で緊急地震速報を放送	○緊急地震速報の放送を聞いたら、シェイクアウト（地震による揺れから身を守る行動）や避難出口の確保を行う。
10:00	地震発生	○防災無線で地震発生及び揺れの収まりを放送	○揺れから身を守る行動を続ける。
10:01	震度速報 避難広報 災害情報の伝達 (情報班)	○防災無線で避難の呼びかけ ○自主防災組織の情報班がハンドマイクで呼びかけ	○避難に適した服装、非常持ち出し袋など、避難の準備を迅速に行う。 ○各家庭は火気の点検、ガスの元栓閉め、電気ブレーカー切断を行う。
10:04	大津波警報 発表	○防災無線で放送（地震発生から約30分後に津波が到達）	○隣近所が助け合い一緒に避難を開始。
10:05	一時避難場所 への避難行動 開始	○避難誘導班による誘導 →避難誘導とともに津波到達時間を念頭においた避難行動	○災害時要援護者への車椅子介助、キャリアアカー搬送の実施（共に行動）
			○避難経路が安全であるか、危険な箇所（崖崩れ、ブロック塀、看板など）がないか、確認しながら避難する。
10:35	一時避難場所 到着	○到着・点呼 ○避難所へ移動開始	○一時避難場所に到着後、責任者に到着時間・人数を報告 ○一時避難場所から避難所へ移動
10:50	避難所到着	○到着・点呼 ○炊き出し訓練開始（避難所の自主防災組織）	○避難所に到着後、避難所スタッフに到着時間・人数を報告（または避難所受付名簿に登録） ○避難途中で気づいたことをメモで併せて報告
		○避難所にて防災訓練・イベント実施	○非常用持出袋の説明、防災資機材取扱訓練、救急訓練、水消火器訓練、防災クイズなど
11:25	訓練終了・講評	○市町防災担当・消防関係者による講評	
11:30	解散		○炊き出しの試食、解散

○避難所は避難対象地域(津波が発生した場合に避難が必要な地域)の外に設定されるので、避難する地区外の自主防災組織と連携した避難訓練（避難受け入れ、炊き出しなど）を想定しています。

○一時避難場所・避難所、避難経路の設定は、事前に市町防災担当課、消防署などと一緒に検討しましょう。

○訓練実施前に避難経路について確認・点検を行い、複数の避難経路を検討しておく、より効果的です。

○警察、消防機関と連携し、避難中の安全確保に努めましょう。（避難経路上の交差点での係員配置）

○参加者の体調が悪くなった場合も想定し、救急体制についても消防機関とよく連携をとりましょう。

解説

【シェイクアウト訓練】

平成20年にアメリカで発案された一斉防災訓練で、参加者は決められた日時にそれぞれの場所で、自分の身を守るための3つの安全行動「①姿勢を低く（ドロップ）②体・頭を守る（カバー）③揺れが収まるまでじっと待つ（ホールドオン）」を一斉に行います。

【避難行動】

(1) 屋外への避難（水平避難）

風水害などのときに、自宅など屋内から公園や広場、避難所に避難することです。

(2) 屋内高所階への避難（垂直避難）

津波や河川氾濫等により指定避難所への避難が困難な場合などに、自宅や近くの施設の2階などの高所階に上がって避難することです。

【避難所】

災害で住宅が損壊した被災者が比較的長期にわたって避難生活をおくる場所で、市町が指定した学校や公民館など公共施設です。

【一時避難場所】

災害が発生したときに、小・中学校や公民館など市町が指定した避難所に集団で避難するために、地区住民が一時的に集まる小規模なスペースの避難場所のことです。

給食・給水訓練

釜や飯ごう、大鍋などによる大人数分の調理方法や飲料水を確保する方法を学びます。また、炊き出しの食事や救援物資の飲料水を混乱なく各人に効率よく配給する工夫を考え、訓練でやってみましょう。

さらに、いざという時のために各家庭において数日間生活できる程度の食料などを備蓄します。地域においてもこれらの事態に備えた準備が必要です。

給食・給水については、次のような点に十分注意しましょう。

- ①各家庭では、長期保存が可能で、できるかぎり幅広い嗜好に対応した食料及び飲料水を備蓄するとともに、保存可能期限の満了時ごとに交換しておきましょう。また、ポリタンクなどの生活用水は定期的に入れ替えておきましょう。
- ②各家庭では、必要な食料を非常用持出品として備え、いつでも持ち出せるようにしておきましょう。
- ③自主防災組織として共同備蓄倉庫などを設け、食料、ろ水器、鍋、炊飯装置、燃料、各種容器などを備蓄しておくことも有効な取り組みです。
- ④自主防災組織として地域内にある井戸、水槽、池、プールなどを調べ、災害時に飲料水、生活用水として使用できるよう、所有者などと協議しておきます。必要に応じ市町が設置した飲料水兼用貯水槽の利用についても確認しましょう。
- ⑤自主防災組織として食料品等の救援物資の配給計画やその周知方法を策定しておき、混乱のないよう配布できるようにしておくことが大切です。



4 バケツリレー訓練

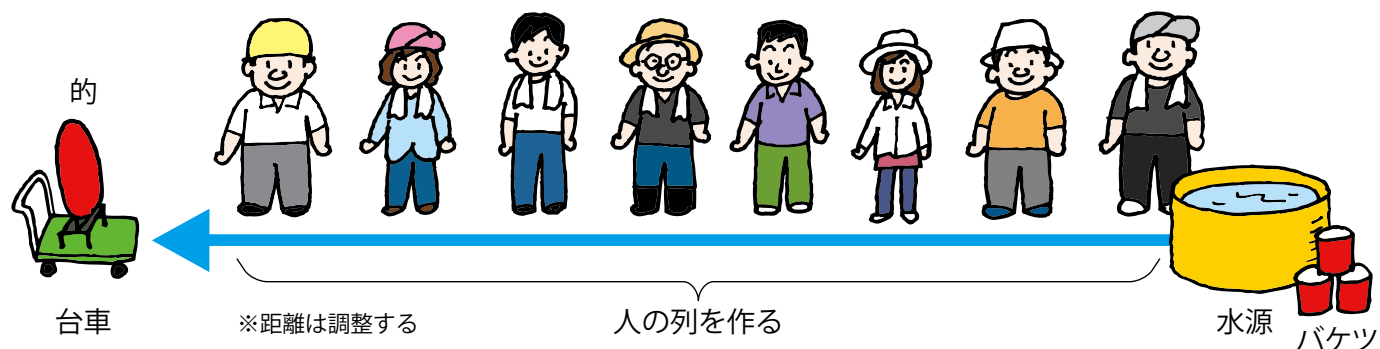
1 ねらい

小型動力ポンプなどがない場合の消火方法として、バケツリレーについて学びます。また、消火方法を訓練するだけでなく、大災害時に協力することの大切さを実感できるメニューです。

2 必要なもの

(品目)	(数量)
水源（プール、組立水槽など）	1つ
的を乗せる台車	1セット（競技時は2セット）
水を入れる容器（バケツなど）	多数（10個以上）
バケツリレーの的	1セット（競技時は2セット）

[基本的な準備例]



3 いろいろな訓練方法

(1) 競技形式（運動会でもやってみましょう）

バケツリレーを2チームで同時に行う競争方法です。バケツ、ボール、やかん、レジ袋など、何でもあるものを使います。的としては、ビーチボールを入れた空のドラム缶（天蓋が取り外せるもの）を用意し、これを水でいっぱいにしてビーチボールを外に落とすなど、小さな子どもたちも参加できる工夫をしてください。

競技形式は盛り上がりやすい反面、「夢中のあまり動作が雑になる」、「安全管理がおろそかになりがち」などの欠点もあるので、事故やケガには十分に注意をしておく必要があります。

(2) その他の工夫

バケツリレーは、「的まで水を運ぶ」という作業を全員で行う訓練です。全員が意識を集中できるように、資機材は可能ならば「火災をイメージできるもの」・「楽しめるもの」を準備しましょう。「楽しめるもの」は飽きさせることを防ぎ、意識を集中してもらう工夫の一つです。

4 並び方のいろいろ

それぞれ一長一短があります。訓練参加者の状態（人数や熟練度）により、どの並び方にするのか選択して下さい。

(1) 一列リレー

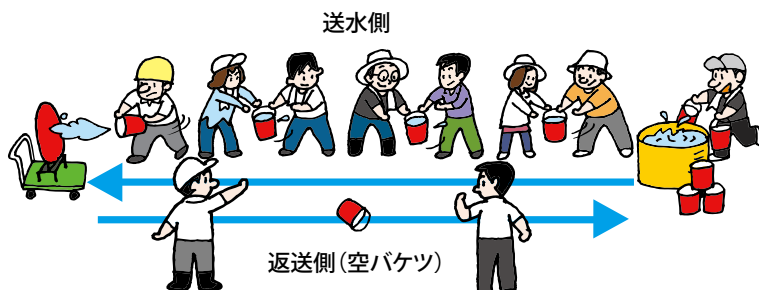
人数が少ない場合に適している方法。

約1.5mの間隔で一列に並び、水源から火元までバケツをリレーします。

空バケツを運搬する人員は送水側人員の1/5程度とします。

欠点は背中側が見えないこと。必要に応じ安全監視担当者を配置しましょう。

(例えば、列が道路横断する場合など)。



(2) 千鳥リレー

一列リレーの応用例。

一列リレーを一人ずつ交互向かい合わせになることで、お互いに相手の背中側の安全確認ができる方法。

欠点は人が並び終わるのに少し時間がかかること。



(3) 二列リレー

人数が多い場合に行う方法。

送水側、返送側の二列が背中合わせに並び、それぞれが安全確認しながらバケツをリレーする方法(向かい合わせに並ぶと、安全確認が背中越しになり困難になります)。間隔は片手間隔(約1m)が目安です。ただし人数が少なめの場合、送水側を約1m間隔で配置し、残った人数で返送側(空バケツ)を担当します。



ちょっと
アドバイス

顔を合わせ、協力し合って

バケツリレーは、大勢の人がお互い協力し合わないとうまくいきません。

まずは、事前説明をしない状態で実施し、工夫・協力することの大切さを体験してもらうのもよい方法です。また、バケツリレーはかなりの重作業ですので、子どもや高齢者の方などは無理をせず、ケガのないように実施しましょう。

5 訓練用水消火器訓練

1 ねらい

充填が比較的容易で繰り返し使用できる訓練用水消火器を利用し、実際の消火器と同じ操作方法の消火器を取り扱うことで、消火器の取扱いを訓練します。工夫次第でいろいろな形式で、子どもたちとも一緒に実施できる訓練です。

2 必要なもの

(品目)	(数量)
訓練用水消火器	30 (詰め替え可能な場合は、15本)
エアーコンプレッサー	1
コードリール (延長コード)	1
水槽 (蛇口からでも可能)	1
消火器カットモデル	1 (あれば)
水消火器用の的	1セット

ちょっと
アドバイス

的にも工夫を

的 (まと) にはさまざまなものが考えられます。上手に消火器を使用し確実に的的中させることや、放射時間内ですべての的的中させることができるような工夫があると、より実践的な訓練になります。(的については消防署にも相談してみましょう)

3 子どもと一緒に楽しみながら訓練

的を工夫することにより、子どもたちもゲーム感覚で楽しみながら模擬消火体験をすることができます。

(1) ペットボトルに少量の水を入れた的

放射時間内に的中可能な数量は、8～9個程度です。

ボーリングゲームのように並べて倒すのも楽しくできます。

(2) ボールを落とす的 (備え付けている消防署もあります。)

数量が限られているため、確実に一つの的を落とす訓練となります。



4 進め方

(1) 事前説明

「消火器のカットモデル」(消防署に相談しましょう。)などにより、消火器の構造や使用方法、粉末消火器や強化液消火器の特徴などを事前に説明します。

【強化液消火器】薬剤が霧状に放射され火を消します。

水系なので、冷却効果と浸透性に優れています。

【粉末消火器】粉末の薬剤が広い範囲を覆って、火勢を抑えます。

抑制効果により制炎性に優れています。

(2) 事前準備

○ 水消火器の準備

水消火器を必要本数用意します。参加者数用意できる場合は、事前に水を充填しておく、当日エアコンプレッサーを会場に持参する必要はありません。

○ 的の準備

【ペットボトルの的】・事前に空ペットボトル(1.5ℓのものがベター)を用意しておきます。

・約4分の1程度の水を入れて蓋をして、少し高い場所に必要数を並べます。

【ボールを落とす的】・台の上にビーチボールを風で飛ばない程度で固定し、必要数を並べます。

(3) 訓練実施

順番に消火訓練を実施します。終了後は消防職員に講評してもらいましょう。

ちよつと
アドバイス

無理せず逃げて、119番

実際の火災では、火が天井まで燃え移ったら消火器での初期消火はせず、屋内消火栓などの消火に切り替えるか、速やかに避難し119番通報しましょう。

訓練を終えたら…

☆家庭の消火器はどこにあるのか、各人に確認してもらいましょう。

☆家庭の消火器はどのタイプか(粉末、強化液など)確認してもらいましょう。

小型動力ポンプ取扱い訓練

公園の防火水槽や防災資機材倉庫などに設置されている小型動力ポンプですが、消防職員や消防団員が火災で使用するホース・ポンプなどを使って放水訓練を行い、いざという時に使える技術の習得や訓練の必要性への理解を深めます。消防職員や消防団員の方の指導を受けましょう。

【用意するもの】小型動力ポンプ(1基)、50ミリホース(必要数)、ノズル(筒先)、水源(1~2トンの簡易水槽など)、標的(必要数)

【訓練の進め方】

- 1) ポンプや資機材の保管場所、水源の場所などを把握します。
- 2) ノズルやホースの伸ばし方、つなぎ方、はずし方

を学びます。

- 3) 動力ポンプのエンジンのかけ方、水の出し方を学びます。

- 4) 4人一組で、放水員、ポンプ員に分かれてポンプのエンジンを

かけ、ホースを延ばし放水体勢をとります。水を出さない訓練を何回か行います。

- 5) 実際に放水をします。放水時の反動が強く危険ですので、絶対にノズルを放してはいけません。消防職員などが放水員の補助につきましょう。

- 6) 訓練終了後は資機材を撤収し、資機材庫に保管します。

使った資機材のメンテナンスは消防職員などに聞いてやってみましょう。



6 粉末消火器による消火訓練

1 ねらい

粉末消火器を使用し、実際の火で初期消火を実施することにより、緊迫した消火の体験を通じて、消火器の使用方法を会得します。

2 必要スタッフ（参加人員30人程度の目安）

4～5人

※危険を伴いますので、消防署に事前に相談し、消防職員の立会いを求めましょう。

3 必要なもの（参加人員30人程度の目安）

（品目）	（数量）
粉末消火器	5～6本
オイルパン	1つ
灯油	2リットル
ガソリン	1リットル
着火用ライター	1個
点火棒	1本
消火器のカットモデル	1個（あれば）

4 内容紹介

公園等の中央にオイルパンを設置し、風上5～6メートル手前から消火器を放射し、ほうきで掃くよう消火します。炎が小さくなれば徐々に接近し完全に消火してください。

5 訓練の進め方 消防職員の指導を受けながら行ってください！

(1) 事前説明

「消火器のカットモデル」又は、「訓練用消火器」で構造や取扱い説明及び訓練を体験した後、粉末消火器の訓練を行います。

(2) 事前準備

- ・消火器は、必要な本数を準備します。
- ・訓練時に粉末が周囲へ飛散するので、付近への事前広報を行ってください。



キケン

粉末消火器の外観点検を必ず行いましょう。本体に錆のあるものは、握ったときに内部の圧力で破裂し、重大事故が起こる可能性があります。錆のあるものは使用しないようにしましょう。



本体が錆びた消火器

- ・オイルパンの底に2～3センチ水を張ります。(焦げ付き防止のため)
- ・灯油を入れます。オイルパンの大きさにもよりますが、約100cc程度が目安です。
- ・着火用に、少しだけガソリンを入れます。(着火直前に入れてください)

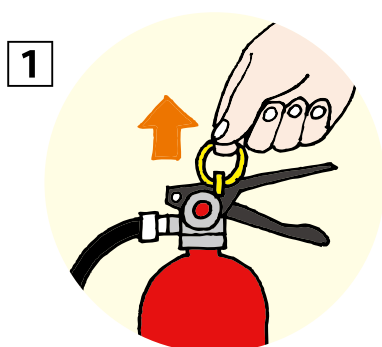


(3) 訓練開始

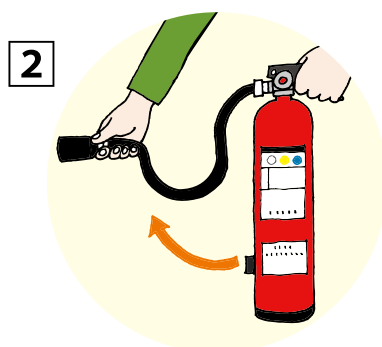
- ・順番に消火訓練を実施します。
- ・数回実施すると、消火剤がオイルパンに溜まって着火しにくくなります。消火剤を網ですくうなどし、少量のガソリンを入れ、着火しやすいようにしてください。

(4) その他

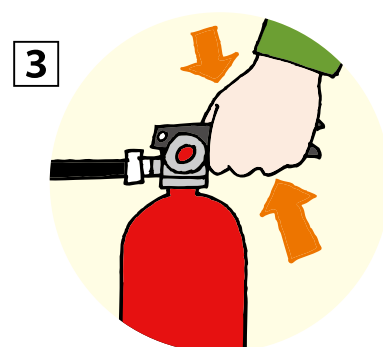
訓練に使用した廃油は適正な処理を実施しましょう。



火元まで運んでから安全栓に指をかけ、上に引き抜く



ホースをはずして火元に向ける



レバーを強く握って噴射する
(ほうきで掃くように消火する)



ちょっと
アドバイス

消火器・住宅用火災警報器の設置

- ☆消火の目安は、炎が天井に燃え移るくらいまでです。無理な初期消火は実施せずに、消火が難しい様ならばすぐに避難し、119番通報しましょう。
- ☆天ぷら火災の消火には、強化液タイプの消火器が有効です。
- ☆家庭の消火器は、玄関に設置するのがよいでしょう。(錆び発生防止のため)
- ☆各家庭の台所・寝室には住宅用火災警報器を設置しましょう。

7 救出・救助訓練

1 ねらい

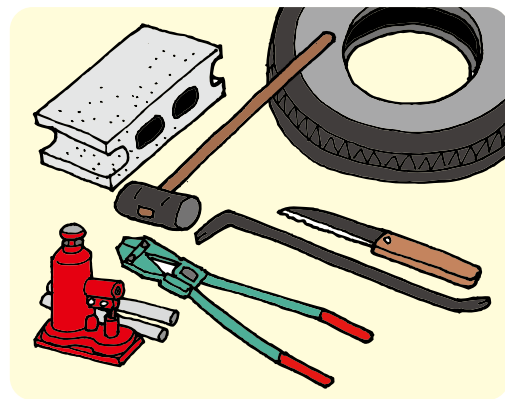
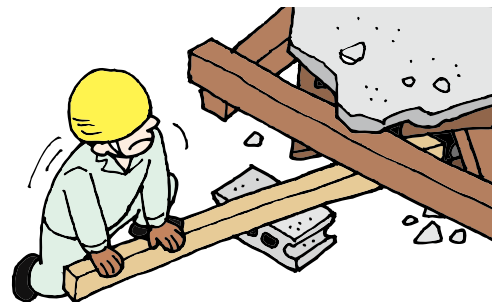
地震などの大規模災害現場では、迅速な救助、救出活動が求められるため、普段から資機材の取扱い方法、救出方法を学びます。

2 必要スタッフ（参加人員30人程度の目安）

4～5人

3 必要なもの（参加人員30人程度の目安）

（品目）	（数量）
のこぎり	5
バール	5
ジャッキ	5
ボルトクリッパ	5
ハンマー	5
角材（太さ10cm以上のもの）	5
古タイヤ、コンクリートブロック、鉄線	適量
朝礼台など	1



4 内容紹介

倒壊した家屋などに閉じ込め、または下敷きになった人を想定して、のこぎり、バールなど資機材を活用して救出・救助訓練を実施します。

5 訓練の進め方

(1) 事前説明

各資機材の品名、取扱い要領、用途を事前に説明します。

(2) 事前準備

- ・使用資機材を必要数用意します。
- ・斧、なた、のこぎり用に木材を用意します。
- ・バール用に古タイヤかコンクリートブロックなど、金ハンマー用にコンクリートブロックなどを用意します。
- ・ボルトクリッパ用に鉄線を、ジャッキ用に朝礼台などを用意します。
- ・要救助者として、人形などを材木等の下に入れておきます。

(3) 事前説明

防災資機材倉庫の場所と地区内のどこに他の防災資機材倉庫があるのか、ということを事前に説明します。

次に、資機材倉庫内のどこに防災資機材があるかを説明します。
最後に、ブルーシートを敷き、その上に各防災資機材を並べます。

(4) 訓練実施

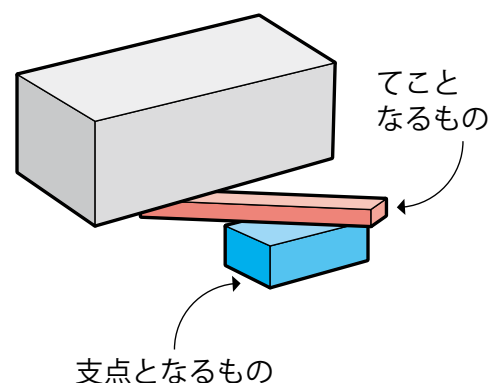
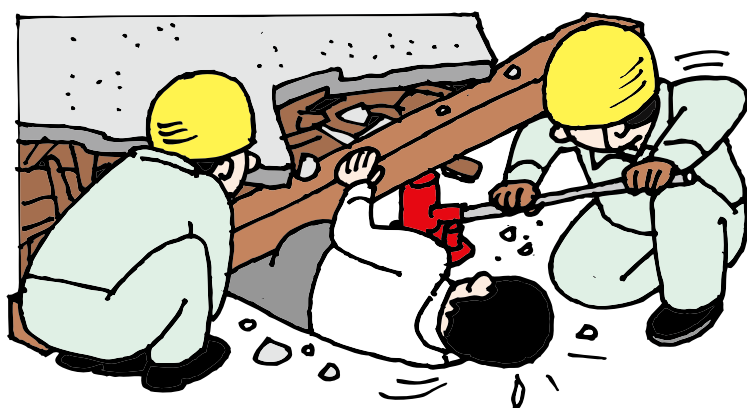
用途に従って、切る、削る、割る、掘る、押し上げるといった作業を実演します。

参加者の皆さんに使ってもらいます。子どもや女性には無理をさせないようにしましょう。

実際に救出救助訓練を実施するのは難しいので説明程度とし、資機材を使用して「てこ」などを体験する程度にとどめてもよいでしょう。

救出方法について説明します。

▼てこの利用



(救出方法)

- 閉じ込められている人に声をかけて安心させ、中の状況を聞きだす。
- ジャッキやてこを利用して、かぶさっているものを持ち上げる。
- できた空間に角材などを入れて支える。
- 作業のしやすい場所から除去や破壊を行う。

ちょっと
アドバイス

ケガをしないよう安全管理を！

- 除去や破壊を行う場合は、その周囲が崩れないように注意します。
- 支えやてこに使う角材などは、できるだけ太くて亀裂などが入っていないものを使用します。

訓練を終えたら…

☆近くにある資機材倉庫の位置や、中に入っている資機材を確認してもらうように参加者の方にも伝えましょう。

☆家にあるもので、救助などに使えるものがないか、参加者の方に調べてもらいましょう。

8 救急訓練 ～心肺蘇生法・AED、ケガの対処、搬送法

1 ねらい

急病人やケガ人が発生した場合、救急車が到着するまでに、その場に居合わせた者が応急手当を速やかに行うことができれば、傷病者の救命効果が向上し、治療の経過にもよい影響を与えます。

そのためには、応急手当の方法をあらかじめ学習し、いざという時にすぐに行えるようにしておく必要があります。そこで、実践に即した各種救急訓練を体験し、その技法を取得するとともに、日頃から助け合うことの重要性・いのちの大切さを学びます。



2 必要スタッフ（参加人員30人程度の目安）

2～3人

3 必要なもの（参加人員30人程度の目安）

以下は目安ですが、事前に消防署に相談して、借りられるものがあれば使いましょう。

実施内容	品 目	数 量
心肺蘇生法・AED取扱い	蘇生訓練用人形 訓練用AEDトレーナー (人工呼吸用マウスピース)	3～4 3～4 可能であれば訓練参加人数分
ケガの対処	三角巾 包帯など 厚手の雑誌（電話帳など）	訓練参加人数分 訓練参加人数分 1
搬送法	毛布 棒（竹竿など）	1 2

4 実践に即した訓練

(1) AEDを用いた心肺蘇生法

訓練参加者を数班（約10人/班）に分け、実技を中心とした訓練を実施します。

- ① 心肺蘇生法及びAEDの取扱いについて指導者から展示・説明を行います。
- ② シナリオに沿ってAEDを使用した心肺蘇生法を行います。

(2) ケガの対処

- ① 外傷などのケガに対し三角巾や包帯を使っての被覆処置や止血法を実践します。
- ② 骨折に対し身近なものを使って負傷部位を固定します。



(3) 搬送法

傷病者の状態や負傷部位、救助者の人数を考慮し最適な傷病者搬送法を習得します。

① 徒歩での搬送（2人搬送）

1名は背中側を抱え、もう1名は被搬送者の足を抱え、2名で同時に持ち上げ、足側から進んでいきます。



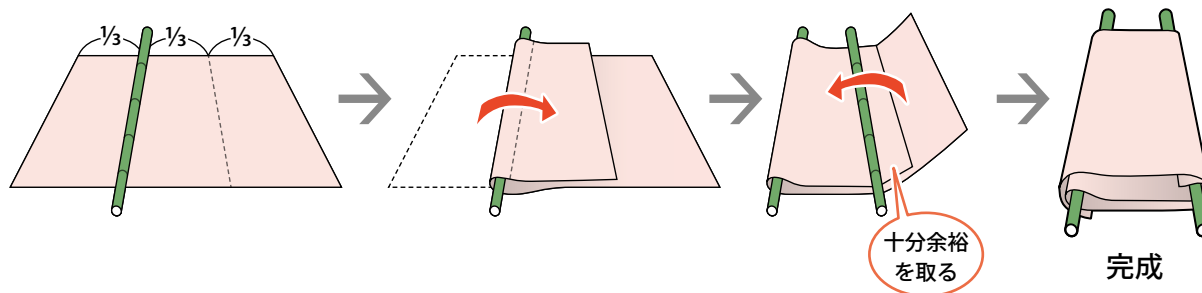
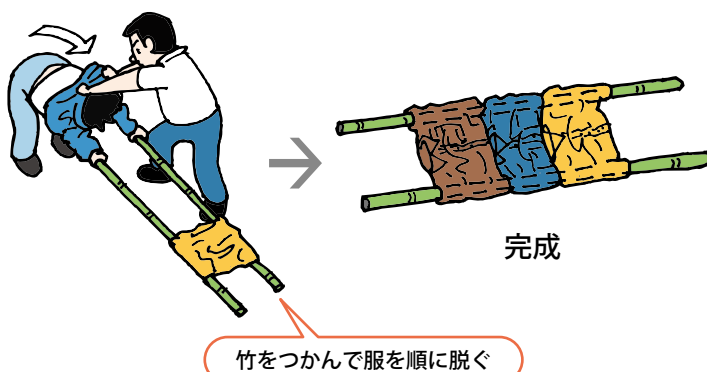
② 毛布での搬送（1人搬送）

毛布やシートで全身を包み込み、両肩を浮かすように引っ張り、搬送します。



③ 応急担架の作成

毛布および竹竿などを使用して簡単に担架をつくることができます。また、救助者の上着を数枚つなぎ合わせて作成する方法などを体験します。



5 事前準備

(1) 訓練会場の準備

訓練参加人数に適した会場を用意してください。

(2) 訓練で使用する資機材

訓練で使用する蘇生訓練用人形及び訓練用AEDトレーナーは、事前に消防署に相談してください。人工呼吸用マウスピースが必要な際は消防署に相談してみましょう。

なお、救急訓練では人工呼吸用マウスピースの代替品としてガーゼを使用することも可能ですが、いざという時に備えて、この機会に準備しておくとい良いでしょう。

6 訓練の申込み

最寄りの各消防署に問い合わせてください。

9 防災安全マップ～普段から危険な場所などを確認しよう

1 ねらい

地震や津波、風水害など、地域でどのような災害が発生するのかを想定しながら、防災設備や危険箇所などを実際に町を歩いて調べます。防災安全マップを作成し、いざという時に役立てます。

2 必要人数

10人～（何人でも可）

3 必要なもの

用紙、用意ができれば白地図 …………… 各グループ1枚と正書用1枚
 筆記用具、カメラ（必要に応じて） …………… 人数分（無ければグループ1セット）

ちょっと
アドバイス

グループでまち歩き

- ☆人数は基本的に何人でも可能です。多い場合はグループに分かれて行うのがよいでしょう。
- ☆人数が多い方が地域の危険箇所など、さまざまな角度や視点から発見することができるでしょう。

4 進め方

- (1) 参加者の方に集まってもらい、どのルートを調査するか、グループの場合はグループごとでの役割などを決めてください。
 また、集計用の用紙（白地図）と筆記用具を配ります。
- (2) 準備ができたら実際に地域を調査しましょう。災害時に危険な場所や、防災上役に立つ人・モノ・場所を探し、地図などに記入しましょう。さまざまな角度や視点から地域を見てまわしましょう。
 ※次ページの「ちょっとアドバイス」を参照
- (3) 地域の調査が終了すれば、記入した項目を整理しましょう。
 グループに分かれている場合は、発表形式にしてもおもしろいと思います。
- (4) 最後に調査した内容を整理し、マップを完成させます。



ステップ
アップ!

地域だけでなく、学校内や大規模なマンション内などの安全マップを作成してもおもしろいでしょう。
 小さい子どもから高齢者まで幅広い年齢の方が参加すれば、それぞれの目線から地域をみることができ、より内容の充実したマップができるでしょう。

ちょっとアドバイス

まち歩きチェックポイント

※まち歩きでチェックする場所を挙げてみました。

【災害時に危険な場所】

- ☐ 池・川・海岸などの水辺、がけ、急斜面、ブロック塀など
- ☐ せまい道路、看板、橋、歩道橋、アンダーパス（地下道）など
- ☐ その他、危険な場所・モノ（交通事故多発箇所なども含む）

【防災上役に立つ人・モノ・場所】

- ☐ 防災倉庫・プール・消火栓や防火水槽など（有効利用できるもの）
- ☐ 行政無線設置場所・屋外拡声マイク・掲示板など（情報入手できる場所）
- ☐ コンビニ・風呂屋・ガソリンスタンド・トイレ・公衆電話など（利用できる場所）
- ☐ 病院・医院・薬局・AED・消防署・派出所など
- ☐ 避難場所・学校・公園・広場・駐車場など
- ☐ その他役立つ場所・物（こども110番の店など）

～防災倉庫の設置場所とともに、鍵がある場所も合わせて記載しましょう

※車や自転車、通行人に注意して事故やケガのないようにしましょう。

まち歩き・マップづくりのあとは…

- ☐ 完成したマップを掲示したり、できれば地域の方に配布しましょう。
- ☐ 家庭で地域の危険箇所などや防災について話し合ってもらいましょう。

稲野自治会（伊丹市稲野町）の防災安全マップづくりの様子を紹介します。



出発前に、まち歩きで調査する場所などを打合せ



地図を持って、まち歩きをスタート



消火栓の位置を確認



排水溝の幅を確認

稲野自治会では災害時要援護者支援活動（略称：SYS活動）の一環として、防災ハザードマップを作っており、平成26年中に完成させる予定です。



まち歩きの結果を話し合って整理



水路の状況や幅を確認

色を分けて地図へ記入

10 地域活動と連携した訓練

1 ねらい

地域活動の一部に防災活動の要素を取り入れることにより、さまざまな人に防災に触れる機会を提供できます。

地域での防災活動を日常化して地域、校区の年間行事の一部に盛り込むことにより、自主防災組織の役員・リーダーが変わっても、毎年防災活動をくり返し行うことができることや、防災単独で企画するよりも計画段階での負担を軽減することができます。

2 連携例

(1) 福祉活動との交流

- ふれあい給食会の中で、防災に関する広報（震災講話などの防災講演や家具固定、住宅用火災警報器などの情報提供）など防災に関する内容を入れて実施します。
- 草むしりや溝清掃などで地域の人が集まる際に、防災訓練や広報（天ぷら火災など）を実施することにより、防災活動のみでは参加できない人に対して、防災に触れる機会を提供できます。

(2) 地域行事との交流

- 「夏祭り」や「とんど焼き」「餅つき」などの地域のイベントの中で防災広報や防災訓練を実施します。
- 地域の祭りで水消火器の的あてゲームにブースを作ってみましょう。
- とんど焼きの消火を小型動力ポンプによる消火やバケツリレーで行い、消火訓練を兼ねることもできます。
- 小学校や地域の運動会での参加競技型の防災訓練を行います。

【競技例】バケツリレー競争、簡易担架搬送リレー、搬送リヤカー引き競争
防災グッズ借り物競走、声かけリレー競争、土のう積み競争

➡ 姫路市消防防災運動会「まもりんピック姫路2012」競技紹介 → 40ページ

3 進め方

- (1) 防災活動を取り入れることができそうな地域活動や行事を話し合います。
- (2) その活動・行事の主催者を調べて、内容について相談調整します。
- (3) 状況に合った訓練プログラムの内容などについて消防署にアドバイスを求めます。
- (4) 活動を実施します。



消防署への相談は早い段階で

実施する行事の内容や目的によっては、消防車両や職員の派遣などができない場合があります。消防署の支援が必要な場合には、内容などについて計画段階で相談しておきましょう。

地域行事と防災活動のマッチング

地域の行事

1月 とんど焼き
2月
3月 花 見
4月
5月 一斉清掃
6月
7月 夏祭り
8月 盆踊り
9月 敬老会
防災訓練
10月 秋祭り
運動会

11月
12月 餅つき

その他 親子料理教室
男性料理教室

地域の防災活動

……▶ 消火訓練、炊き出し訓練

……▶ 炊き出し訓練、防火広報

……▶ 危険箇所点検、避難路整備

……▶ 炊き出し訓練、水消火器訓練
……▶ 防災資機材点検・操作
……▶ 要援護者現状把握
……▶ 避難訓練、情報伝達訓練
……▶ 炊き出し訓練、水消火器訓練
……▶ バケツリレー消火訓練、
担架作成・搬送訓練

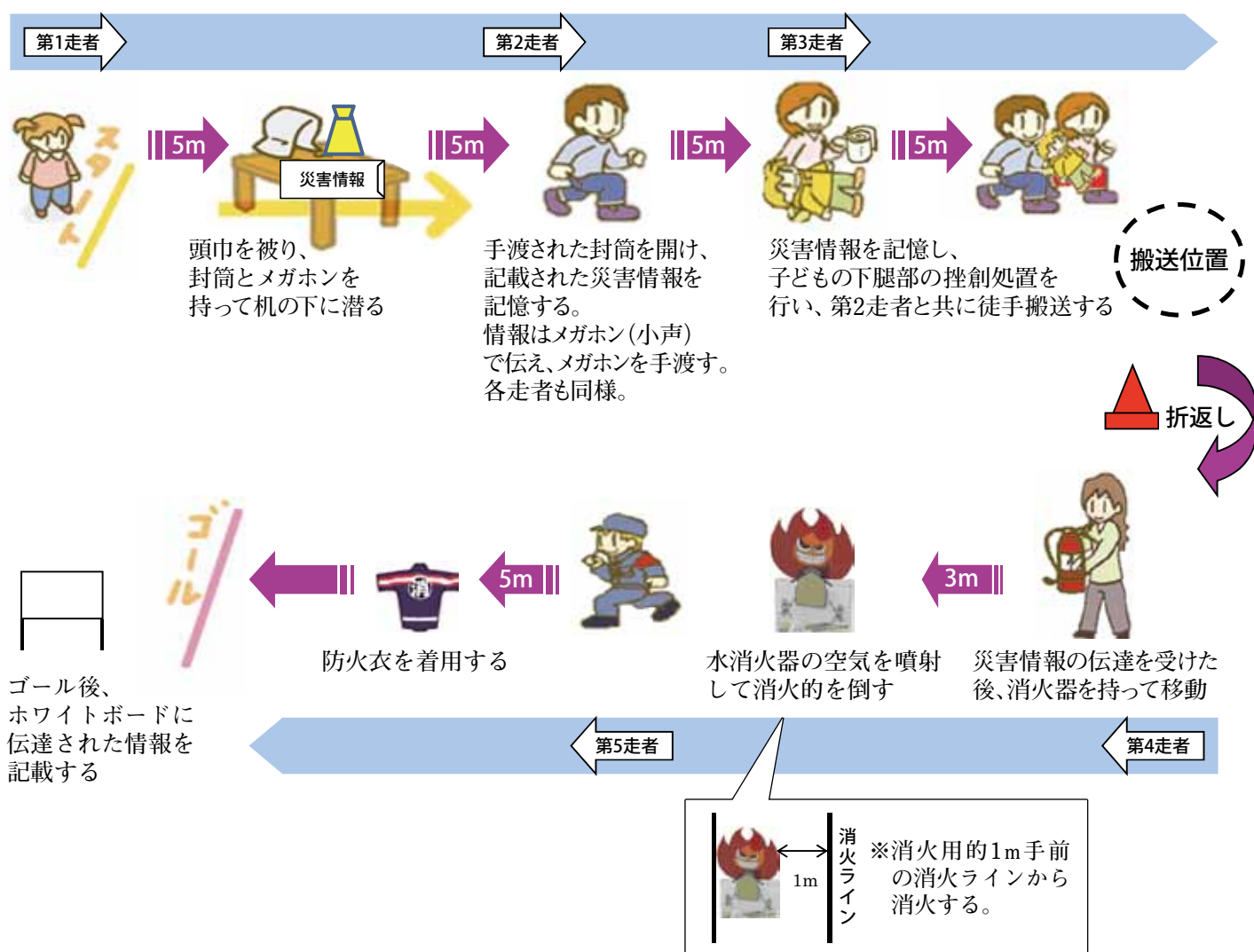
……▶ 炊き出し訓練、防火広報

……▶ 料理作りなどでの炊き出し・非常食の
調理実習



姫路市消防防災運動会「まもりんピック姫路2012」

防災障害物・情報伝達ゲーム



① 選手編成

1チームあたり男性1人、女性2人、子ども2人、消防団員1人(計6人)の編成とする。

② 競技時間

説明時間8分(職員競技実演含む) + 競技時間15分
(1組5分×3) + 資機材配置など7分=30分

③ 競技内容

それぞれの課題をクリアし、メガホンで情報伝達

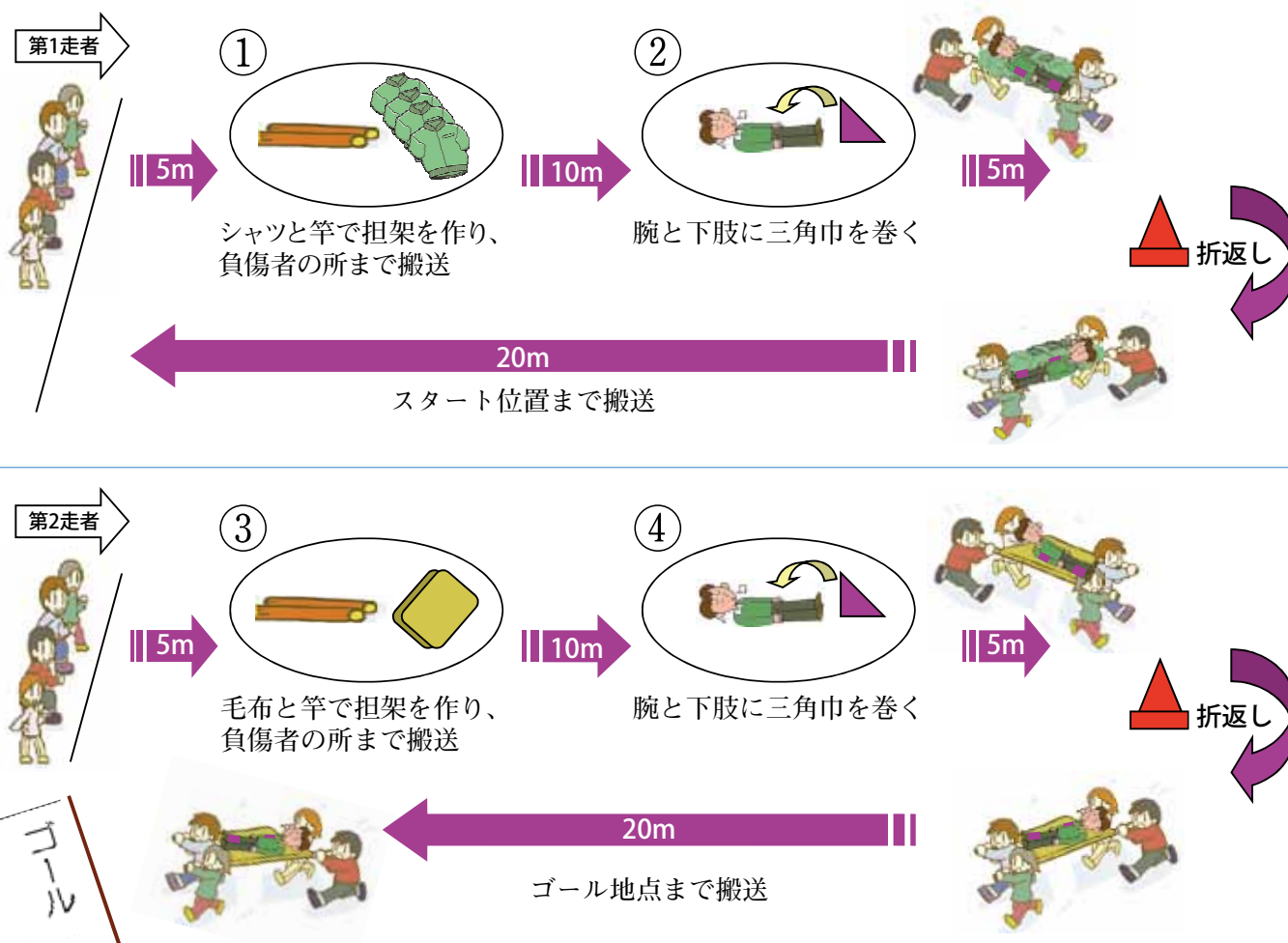
④ 採点方法

タイムと加点により順位を付ける

必要資機材

ストップウォッチ	2個
メガホン	4個(競技用2、準備用2)
頭巾	4巾(競技用2、準備用2)
長机	2脚
ガーゼ	6枚
包帯	6本
水消火器	10本(予備含む)
的	2個
防火衣	6着
ホワイトボード	2枚
三角コーン	2ケ(1ケ/コース)

担架作成・搬送ゲーム



① 選手編成

1チームあたり男性8人、女性8人、子ども2人（要救助者）（計18人）で編成。1チームから男性4人、女性4人を1組として2組編成（出場）

② 競技時間

1回戦10分（参加チーム×2回）×2組＝20分

③ 競技内容

○第1走者（男性2人、女性2人）

課題をクリアして子どもを担架搬送

- ・シャツ、棒を用いて担架を作成
- ・子どもに三角巾を使用して応急処置

○第2走者（男性2人、女性2人）

課題をクリアして子どもを担架搬送してゴール

- ・バトンタッチ後、毛布、棒を用いて担架を作成
- ・子どもに三角巾を使用して応急処置

○2組目も、同様の作業を行い、タイムで点数をつけ順位を競う。

○子どもが担架から落ちた場合、元の作成準備位置まで戻り再走する。

④ 採点方法

タイムと加点により順位を付ける

必要資機材（5コース分）

笛	1個
ストップウォッチ	10個
毛布	5枚
丸棒	20本
シャツ	20枚×2
三角巾	5枚×2
子どもヘルメット、ひざ当など	10セット

11 他の組織や団体との連携

地域の安全・安心を確保するうえで、各市町において消防団や自主防災組織はもとより、団体、企業、NPO、学校や防災リーダー、福祉関係者などが連携して、市町単位や地区単位で防災ネットワークづくりに取り組むことが効果的と考えられます。

各自主防災組織においても、さまざまな連携・協力の輪が広がるよう努めましょう。

1 近隣の自主防災組織との連携

大規模災害発生時には、広範囲で被害が発生することが想定され、特に、避難所の設置・運営は小学校区など地域全体で行われることが考えられます。このため、近隣の自主防災組織と連携し、災害時に相互協力ができる関係を普段から築いておくことも大切です。

また、このような連携を図るための自主防災組織連絡協議会の設置も考えられます。

2 消防団との連携

消防団は地域に密着し住民との一体性を持った消防防災機関であり、要員動員力及び即時対応力に優れています。また、消防防災に関する専門的な知識・技術を持ち、地域の防災力として大きな役割を果たしている一方、全国的に団員が減少する傾向にあります。

自主防災組織は、防災知識や技術を身につけるための良きアドバイザーとして日頃から消防団と交流を図るとともに、消防団と一緒に地域住民に消防団への加入を促すなど、地域防災の両輪として連携することが、地域防災力のさらなる向上につながります。

また、消防職員・消防団員OBの方を活用することも、自主防災組織の活性化の一助になると考えられます。

3 福祉関係者・団体（民生委員・児童委員、社会福祉協議会など）との連携

災害時要援護者支援における役割として、速やかな避難行動に必要な情報の把握、スムーズな避難支援のための訓練、また災害時の避難誘導や情報伝達活動が考えられます。

災害時要援護者がどこに住んでいて、どのような避難支援が必要かなどは、日頃から災害時要援護者と接する機会の多い福祉関係者・団体やNPOなどと連携し、情報を把握・共有することが大切です。また、地域住民への協力依頼や専門的な知識・技術を持った人材を把握しておくことも災害時の円滑な支援活動のために必要と考えられます。

4 企業（事業所）との連携

災害時に地域の一員として企業（事業所）からの人的・物的な応援・協力があれば、救助・救出活動をより効果的に行うことができます。また企業によっては、事業所単位で自主防災組織を設けている場合もあるので、こうした事業所が実施する防災訓練に協力するなど、日頃から連携を図ることも必要です。

5 学校などとの連携

災害時に避難所となる学校での避難所の設営・運営については、災害時に秩序ある運営が図られるよう、施設管理者である学校と、運営を担う市町及び自主防災組織が十分連携して行う必要があります。子どもの頃から災害などに対する知識・対処する能力を身につけておくことは重要です。また、若い世代は即戦力となりうる人材であり、大学との連携による防災調査活動が地域の安全確保に貢献している例も見られます。

近隣自主防災組織との連携【芦屋市 自主防災会連絡協議会】

芦屋市自主防災会連絡協議会は、市内設立の自主防災会の活動の活性化、情報交換の場を持つことにより、災害時及び平常時における自主防災活動の相互協力体制の強化を図ることを目的として、平成14年10月に各自主防災会の代表が集まり開催されました。

平成21年には自主防災組織の健全な育成を図るとともに、防災意識の普及・啓発及び災害による被害の軽減に寄与することを目的とする規約を施行し、会長・副会長を主とする現体制が成立しました。（現在63組織が加入）

年3回ほど行われる全体の会議では、補助金制度や防災総合訓練などの市からの情報提供、また、互いの活動発表を行うなど、災害に対する知識を共有し、全体の防災意識を高めるとともに、今後の活動の参考としています。また、合同訓練を実施するなど、顔の見える関係を作り、横のつながりを深め、市と自主防災会全体との連携を密にした地域防災力の向上を進めています。

消防団との連携【三田市 消防団との情報交換】

三田市は、自主防災組織の会長の集まり(情報交換会)において、市内の自主防災関係者だけでなく、消防団（分団長クラス）を招き、消防団の役割や分団の活動内容について情報交換や意見交換を行いました。このお互いに顔を合わせて話し合うことをきっかけに、自主防災組織が消防団から訓練の指導を受けることや一緒に訓練をすることなど、自主防災組織と消防団との連携が円滑に進められる関係を築くことができました。

民生・福祉委員、婦人会、老人会など、地域団体との連携【豊岡市 西花園区防災ネット】

豊岡市の西花園区では、阪神・淡路大震災の教訓から地域の自主防災組織の重要性を痛感し、従来の自警団（自主防災組織）を改編して、消防団、天寿会(老人会)、西和会（水防団）、婦人会、子供会、民生福祉委員、組長など幅広い分野の団体が連携して「西花園区防災ネット」を平成10年に結成しました。

平成15年に「防災ネットマニュアル」を作成し、災害時要援護者の避難誘導などについて、民生・福祉委員、区長、自警団等の役割を決めるなど、防災ネットメンバーの緊急時マニュアルとして活用しています。平成16年台風第23号による洪水を経験したことを踏まえ、新たに風水害マニュアル、地震マニュアル、道路冠水状況マップ、避難場所一覧、連絡網などをファイルにまとめた「災害対応マニュアル」を全世帯及び事業所に配布し、地域住民の自己点検の徹底を図っています。

毎年行っている同区の総合防災訓練はもとより、『まちづくりは人づくり』をモットーに、あいさつ運動、ふれあい訪問、生涯学習サークル、地区の年間行事などを通じて地域のネットワークづくりを図り、災害に強い地域づくりにつなげています。

平成14年度兵庫県消防功労知事表彰 受賞

企業（事業所）との連携【神戸市兵庫区 明親校区防災福祉コミュニティ】

明親校区防災福祉コミュニティは、阪神・淡路大震災を教訓に、平成8年に結成された自主防災組織です。同防災福祉コミュニティは、地域の事業所と災害時応援協定を締結し、大規模災害時に地域の事業所が住民と協力して被害を軽減する体制の構築や事業所との合同防災訓練の実施など、地域防災力の強化を推進しました。また、地域の小中学生に対し住民と事業所、行政が一体となった防災教育を実施し、子どもたちとのふれあいを通じた青少年の育成に寄与しています。

平成23年度安全功労者総務大臣表彰 受賞

学校などとの連携【神戸市東灘区 県立東灘高等学校】

避難所指定を受けた同高等学校において全校生徒が地元自主防災組織、消防団、消防署、近隣企業が合同で津波避難を想定した防災訓練を実施。垂直避難訓練のほか、生徒も一緒になって避難所開設訓練・防災会議参加体験・応急手当訓練・情報収集伝達訓練などを実施しました。

高校生は地域住民と一緒に訓練することを通じて、地域の人の声を直接聞き、その思いを肌で感じることで、地域の一員としての自覚が高まりました。

また、自主防災組織や地域住民は、学校を地域の防災拠点施設と位置づけるだけでなく、災害時には学校の生徒たちの働きが大きな力となり、共助の力を発揮するためには日頃からの交流が大事であることを学びました。

こんな活動を参考にしてみよう！

津波から避難する側と受入側の自主防災組織が協力・連携した取り組み

ー2つの防災福祉コミュニティが連携した津波避難訓練ー (魚崎町・本山第二小学校区 防災福祉コミュニティ)

1 2つの防コミが連携津波避難訓練を実施

東海・東南海・南海地震発生を想定し、作成した「魚崎町防災津波マップ(改訂版)」に沿って、魚崎町地区防災福祉コミュニティが魚崎地区から本山第二小学校区内の住吉川東緑地への避難訓練を実施し、その所要時間の検証等を行いました。

また、避難先では本山第二小学校区防災福祉コミュニティが避難者の受け入れの実施と両コミュニティ合同で炊き出し訓練を行い、訓練を通じて地域間の連携強化を図るなど、地域全体の防災力の向上を図りました。さらに、防災協力事業所（兵庫県自動車整備振興会）による要援護者支援車両の実演展示も行われました。

2 訓練の概要

(1) 日時・場所

平成25年6月23日(日)10時15分～13時00分

魚崎地区全域～住吉川東緑地（最終避難場所：東灘区西岡本2丁目）

(2) 参加団体

魚崎町防災福祉コミュニティ、本山第二小学校区防災福祉コミュニティ、地域障害者団体、兵庫県自動車整備振興会、東灘消防団、水道局、東灘区役所、東灘消防署、東灘警察署

(3) 訓練内容

①津波避難訓練

東海・東南海・南海地震を想定した、魚崎町から国道2号線より山側にある住吉川東緑地への移動

②合同炊き出し訓練及び地域交流

住吉川東緑地において、魚崎地区からの避難者を受け入れた後、応急給水訓練および両防コミ合同による炊き出しの実施

3 事前準備・当日の訓練状況

(1) 事前準備等

活動計画

4月	第1回打ち合わせ会
5月	第2回打ち合わせ会
6月	「地域住民避難訓練」実施
10月	訓練反省会

(2) 訓練の状況

魚崎地区に設置された防災行政無線の屋外スピーカーの放送により、訓練が開始された。住民は非常持出袋を携行し、本山第二小学校区防災福祉コミュニティが待つ国道2号線より山側にある住吉川東緑地まで避難し、両コミュニティ合同での炊き出し訓練を実施することで交流が深まりました。

4 訓練の成果

- (1) 「自分の命は自分で守る」ことの重要性を認識し、地震発生後約60分以内に津波からの水平避難・垂直避難が可能かを検証し、今後の取組みにつなげます。また、校区外への避難のため、本山第二小学校区防災福祉コミュニティと連携した受け入れ体制が確認できました。
- (2) 訓練に地域の障害者団体が参画したことを通して、地域の障害者やひとり暮らしの方々との日ごろから交流を図ることが、いざという時に大きな力となることを改めて認識しました。
- (3) 若い世代が参加するための工夫

魚崎中学校生（プロジェクト）にも参加を呼びかけ、中学生に何ができるのか、それぞれの役割を考える機会となりました。



市内の自主防災会がDIGを通じて一緒に減災を学ぶ取り組み

一 尼崎市内全域の自主防災会 会長等による災害図上訓練 一

1 訓練実施の背景・きっかけ



尼崎市の自主防災会は、社会福祉連絡協議会の組織体に合わせて結成されており、阪神・淡路大震災以前に結成された組織が10組織、以後が64組織で合計74組織となっています。

これまでの屋外で行うさまざまな訓練に加えて、それぞれの地域の地図を囲んで、わがまちの災害に対する強み・弱みを知るDIGの必要性を認識し、平成15年に消防機関の指導の下、自主防災会が主体となって行うDIGを兵庫県下で初めて実施し、以来、いくつかの自主防災会で実施してきました。

今回紹介する取り組みは、各自主防災会の会長をはじめ、自主防災活動を推進するリーダーとなる方を対象として、基本的なDIGの手法を学び、全ての自主防災会においてDIGができるようになることを目的に実施した内容です。

DIG (Disaster Imagination Game)

グループごとに地域の地図を広げ、危険な所や災害時に役に立つ所を書き込みながら、災害時にどう対処すべきかをみんなで話し合う災害図上訓練

2 訓練の概要

- (1) 日 時 平成21年3月12日(木)13時30分～16時30分
- (2) 参加組織 尼崎市内自主防災会65組織128人
- (3) 協力団体 尼崎市防火協会
- (4) 訓練内容

- ①地図に幹線道路や鉄道、官公庁、オープンスペース等の都市構造、自然水利や防火水槽、地域振興センターや福祉会館等の防災資源を対象に色マジックやシールで色塗り等を行いました。
- ②その後、いくつかの設定された災害状況に対して、自主防災会としてどういう行動をとるのかを地図を見ながら、みんなで話し合いました。



3 事前準備・訓練状況

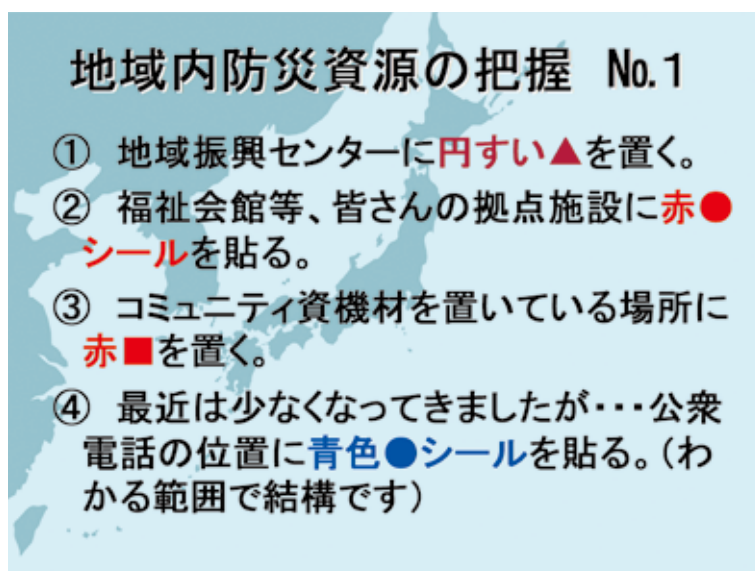
(1) 事前準備

- ①拡大した市内全域の地図、防火水槽や消火栓などが記入された消防局の警防地図、各自主防災会の地元地区の地図を準備し、各地区の状況を把握しやすくしました。

- ②より活発で自由な意見を出し合える雰囲気を作るため、実際の近隣同士での班編成を行いました。
- ③災害時に活用するコミュニティ資機材などを小さな模型で準備しました。
- ④地震発生イメージが想像できるように音響を活用しました。
- ⑤研修会について、管轄の消防署から会長宅に出向いて説明し、多くの参加を促しました。

(2) 訓練状況

- ①地震の被害想定は、地域防災計画に基づくものとし、具体的な災害情報を準備し、限られた時間の中で「何を活用してどのように対処するか」という視点で参加者全員が考えるようにしました。
 - ②地図を囲み、防災の観点でわがまちを鳥瞰的に見ることによって、今まで気づかなかったことに気づくことの新鮮さや、近隣の方たちと顔をつき合わせ、まちのさまざまな情報を確認したり、地震災害時の対応を話し合う内容のDIGとしました。
- | | |
|--------------------|-----------------|
| (ア) 都市構造の理解 | (イ) 地域内防災資源の把握 |
| (ウ) 地震及び被害想定の説明 | (エ) 地震時の消防活動の限界 |
| (オ) 各地で被害が発生（災害付与） | (カ) 取るべき行動の話し合い |
| (キ) 話し合いから出た意見の発表 | |



4 成果・今後の展望

(1) 体験から大賢へ

DIGを開発された方によると、地震の備えとして市民の目標は、「全てのリスクに120%備えているのが賢い市民と言うことではなく、身の丈に即した備えをしよう。」また、「リスクと一緒に生活する知恵を持つためにも、まずはリスクを認識しよう。」ということなのです。

我が家の地震対策を考えることから始めて、次は地域の防災対策を考える。その手法としてのDIGは、地震により命を落とさないため、そして、地域全体でまちの防災力を向上させるための訓練であると言えます。

(2) 想像から創造へ

DIGに取り組む中で参加者からよく聞く言葉は、「まちの防災に対する新しい発見ができた。」ということです。DIGにより地図を囲み、防災に関する意見を出し合うことは、地域で活用できる防災資源の発見につながり、その資源を所有する方との間で協力体制が生まれたりもします。

災害への備えとして具体的な行動へと発展することは、まさしく市民主体による防災体制の創造であり、安全と安心が実感できる、魅力あるまちづくりにつながります。

夜間に発生した津波を想定した避難訓練の取組み

一南あわじ市福良地区夜間避難訓練一 (南あわじ市福良地区自主防災会)

1 訓練を始めたきっかけ

平成24年5月に南あわじ市の自主防災組織のリーダー約30人が南三陸町を訪れ、同町の自主防災会の会長や町の防災担当者から被害の実態を直接見聞きました。そして、津波の恐ろしさを実感するとともに、「地震や津波は昼間に発生するとは限らない。淡路島にこのような津波が夜に来たら、われわれはどのように避難できるのか、そのための備えをしなければならない」と研修参加者は痛感し、夜間に避難訓練を実施しようという声が地元自主防災組織から出ました。

2 訓練の概要

- (1) 日 時 平成24年9月1日(土)19時30分開始
- (2) 主 催 南あわじ市福良地区自主防災会・南あわじ市
- (3) 協力団体 南あわじ市消防団・南あわじ警察署
- (4) 参加自治会 南あわじ市福良地区自治会（22自治会）約1,000人
- (5) 訓練内容

各家庭から各自治会で定めた一時避難場所（広場、神社、空き地など、15箇所）に移動し所要時間の確認、非常持ち出し品や避難路の確認

3 事前準備・当日の訓練状況

(1) 地域への事前準備（周知方法等）

7月下旬	消防団、警察、学校と打合せを開始。多くの住民が参加しやすいよう、また実際の災害と勘違いしないよう訓練の周知を徹底、訓練中の安全確保などを中心に検討
8月中	各地区にて隣保（10軒程度の単位）回覧を実施
8月2日	福良小学校登校日に、保護者向けに参加依頼のお手紙を配布
8月20日	福良地区自治会の8月の例会において、夜間避難訓練を周知
8月29日 ～9月1日	南あわじ市防災課が19時から福良地区の各家庭にCATV屋外拡声器や宅内告知端末（有線）によるお知らせ（宅内告知端末に訓練参加の呼びかけと実際の災害と間違えないように注意喚起）
8月30日 ～9月1日	南あわじ市防災課が19時から訓練を行わない地区（賀集・北阿万・潮美台・阿万）の家庭に宅内告知端末（有線）によるお知らせ（福良地区の訓練実施と実際の災害と間違えないように注意喚起）



(2) 一時避難場所での活動

- ① 自主防災会の役員や消防団は、事前に指定場所に集まり、参加者の一時避難場所までの所要時間を確認しました。訓練終了時に各一時避難場所から訓練本部（福良小学校）に消防団無線等を使って参加人員を報告しました。
- ② 福良派出所や南あわじ警察署の警察官や消防団員は、訓練参加者の安全対策として、交通量が多い一時避難場所での交通整理を行いました。

(3) 当日の流れ

19時25分 (開始5分前)	南あわじ市防災課が訓練開始のサイレンを火災や実際の災害と間違えないよう、CATV屋外拡声器と宅内告知端末による直前のお知らせ
19時30分	CATV屋外拡声器と宅内告知端末・サイレンにより訓練開始の合図
(訓練開始)	各家庭は、懐中電灯と常日頃から自宅で用意している非常用持出袋を持って、各地区の自治会が決めた一時避難場所への避難を開始
(時間確認)	一時避難場所では、自主防災会の役員が参加者に避難にかかった所要時間を確認
(学習)	一時避難場所にて自主防災会役員が、実災害に備えてリュックなどにまとめておくべき必要なもの、非常用持出品について説明
20時	各一時避難場所の自治会役員が避難人数、最初と最後の到着時間（避難時間）を消防団無線で訓練本部（福良小学校）に報告し訓練が終了



(4) 訓練参加機関とその役割

(ア) 消防団

各一時避難場所に安全管理や連絡要員として2名の消防団員を配備しました。

参加者が自宅から一時避難場所までの途中で交通上危険と思われる箇所に交通整理要員を計10名配備しました。また、道路端の空き地等に消防車を計6台配備し、回転灯を点灯しました。

午後8時を目処に各避難場所の避難者数（集合者数）を無線等により訓練本部（福良小学校）へ報告しました。

(イ) 警察

福良派出所及び南あわじ警察署警備課3名が福良小学校北側信号にて交通整理を行いました。

(ウ) 南あわじ市防災課

19時30分に庁舎からサイレンやCATV屋外拡声器等で開始の合図を行い、サイレン吹鳴後に福良小学校の防災塔の点灯を行いました。

指揮車を配備し回転灯を点灯し、テントや机を設置して訓練本部を開設、午後8時になると各避難場所から報告のあった避難者数（集合者数）を集計しました。



4 訓練実施の成果・今後の取組み

- (1) 夜間の避難訓練を実際に体験できたことは、福良地区の住民にとって大きな意義がありました。夜間の避難路の安全確認をしたことは、夜間でも見える道路のカラー塗装や避難誘導灯の設置に向けた取組みや、避難経路マップづくりに役立てていきます。
- (2) 訓練は2年に1回の予定ですが、今後は夜間だけでなく、早朝での避難訓練にも取り組み、災害への常日頃の備えを実践し、その大切さを地域全体で共有していきます。

行政と一体となって進める自主防災支援組織の取組み

ー ひょうご防災リーダー講座を修了した 防災士が支援組織を設立ー ～「丹波市の地域防災力に寄与するために」(丹波市防災会)～

1 丹波市防災会の設立

丹波市防災会は、地域防災力に寄与するためには個人での指導では限界があり、地域にいる防災リーダーの力を結集することにより、広範囲での活動ができるものと考え、平成24年6月2日、ひょうご防災リーダー講座を修了した防災士が集まり設立されました。

防災会の会員構成は、平成16年から24年にひょうご防災リーダー講座を修了した市職員OB、市現職、現役教師、自衛隊OB、警察OB、現役消防団員、女性消防団員等、多方面にわたり豊富な人材を集め、日々地域での防災訓練指導に従事しています。

2 活動内容

現在の主な活動として、偶数月の第二木曜日に定例会を開催し、会員が自主防災訓練で指導、助言できるよう防災講話演習を行うとともに、自治会（自主防災組織等）の防災訓練に市職員と合同で指導・支援にあたり、防災訓練、救急救命講習会の指導、会員のスキルアップ研修を実施しています。平成25年度の訓練実施回数は、4月～12月末までで市の実施した地域防災訓練61回の内、21回、延べ61人を指導員として派遣しています。

訓練の参加者は男性が多いものの女性、子どもの参加もあることから、女性防災リーダーの存在も大きな役割を果たしています。

女性リーダーは女性の視点からの助言、指導ができることから主に救急救命（AED、応急手当）等を中心に活動をしています。

3 丹波市と取り組む防災会の活動

丹波市から丹波市防災会への団体補助金等の財政的支援は受けていないものの、丹波市は広域にわたるため、防災リーダーの自宅から防災訓練実施場所への交通費を費用弁償として支援を受けています。

また防災会事務局と防災対策室職員が常に情報交換を行いながら、市から各防災リーダーへ、防災訓練日時等の情報提供及び防災会選出の防災リーダーへの訓練参加通知、講話内容の資料提供を受けています。あらかじめ訓練内容等の通知があるものの、訓練を実施する自治会の地域特性により、多種多様な質問をされることもあり、事前準備が大切であると思います。

なお、訓練当日は、市の防災対策室職員と



同行します。丹波市防災会の活動を地域の自主防災組織に理解してもらい、一緒に活動を行っていくため、市職員が丹波市防災会を紹介した後に、訓練を実施しており、顔の見える指導・支援に努めています。

このようなことから次年度には自治会（自主防災組織）から防災リーダー個人への防災訓練指導の依頼も増えてきています。防災リーダー個人への訓練指導依頼は、防災リーダーのスキルが認められた証であり、今後の励みになるものと考えています。

防災講話、避難訓練、消火訓練、煙体験、AED使用訓練、土のう積み訓練、家具等の固定など訓練は多岐にわたりますが、どのような訓練が実施されるにしても、「災害発生時における個人の避難方法や緊急避難支援等の実施にあたり、必要な人数や支援方法を的確に判断し、支援者の安全を確保する」といった、より実践的な訓練を実施いただくことが重要と考えて助言・指導しています。

4 丹波市防災会設立後1年を振り返って

丹波市防災会発足から1年以上が経過しましたが、丹波市内の自治会（298自治会）すべてが防災訓練を行った場合、丹波市防災会の会員数不足はいなめず、今後さらなる会員の確保を図ることが必要です。

また防災訓練自体が自治会（自主防災組織）の範囲内で実施されることが多く、今後は小学校区等の広範囲での防災訓練の実施、各自主防災組織の連携訓練、ワークショップ・各種講習会の開催、子どもたちへ防災教育の普及、避難所運営訓練など防災会独自での事業の実施を検討しているところです。

丹波市防災会としても独自の防災訓練資機材を購入し、できる限り自主防災訓練を指導・支援していきたいと考えていますが、各訓練用資機材は高価であり防災会単独での購入は難しく、今後は活動助成金等の活用も検討していく必要が出てくると考えています。



5 地域と共に減災を進める丹波市防災会を目指して

災害発生時は「人の命を救う」ことを始めとして「時間との競争」を意識しながら、平常時からの地域づくりの重要性を訴え、『自分たちの命は自分で守る』という自己責任による自助の考え方、『自分たちの自治会は自分たちで守る』という共助の考え方を欠かさず、丹波市、自治会（自主防災組織）、地元消防団、婦人会等と連携し、「救える命は救う」ためのより効果的な防災訓練、防災教育を実施し、自助・共助・公助が有機的につながる減災活動を丹波市とともに推進していきます。

「自主防災行動計画づくり」による防災力向上の取組み

一地域での自主的な防災行動計画づくりを支援一 (ひょうご地域防災サポート隊：県技術職員OB有志で設立)

1 自主防災行動計画づくりのきっかけ

私たちは、兵庫県職員の技術職OBの有志で、平成18年1月にNPO法人を設立し、それぞれの地域に出かけその地域に合った防災・減災対策などについて地域の方々とともに考え、それをサポートする防災活動を展開しています。そして、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターの兵庫県防災エキスパートでもあります。

この、地域に出向いての出前講座・防災講演の実施、講師をお迎えしての講演会の開催、防災マップづくりの支援、災害図上訓練の実施、防災に関する調査・研究などの防災活動を通して、大規模災害の発災時には地域の方々が自主的に防災行動を起こせるようにあらかじめ行動計画を作成して、訓練しておくことが非常に重要と考えています。

そこで、自主的な防災行動計画づくりにより地域の防災力の向上を図る「自主防災行動計画づくり」を支援・推進しています。

2 自主防災行動計画づくりの内容

〈自主防災行動計画づくりはシンプルです。〉

(1) 自主防災組織のリーダーの皆さん！

そのとき、あなたはどのようなとき？

そのとき

- 大型台風が接近！ ○大洪水の危険が！
- 土砂災害の恐れが！ ○高潮の恐れが！
- 大地震で大揺れが！ ○津波が襲ってきた！

あなたはどのようなとき？

- ・ 正確な情報収集と伝達は？
- ・ 自分たちのまちの危ないところは？
- ・ 一時避難所・指定避難所の安全確認は？
- ・ 避難の判断と安全な避難経路は？
- ・ あのおばあさんの避難誘導は？
- ・ 初期消火活動をするのは？・負傷者の救助は？
- ・ 水門の開閉を操作するのは？

(2) 話し合ってみましょう

- ・ 自主防災組織の活性化について
→ 防災・減災の意識を喚起しよう！
- ・ まち・災害・ひと
→ 防災マップづくりで → みんなで再認識しよう！
- ・ 災害対策を
→ 知って → 備えよう！ → そして訓練をはじめよう！
～ 普段やっていますが 非常時にはなかなかできません～
～ 普段からやっていないことは 何もできません～



(3) 自主防災行動計画をつくりましょう

“自主防災行動計画 作成の手引き”を発行し、平成25年3月に改定しました。

＜自主防災行動計画づくりの重要な視点＞

- 地域の皆さんの初動体制の整備・充実
- 行政・自主防災・住民との情報収集・伝達
- 被災地の救助・救援機能の充実
- 安全・迅速なひと・ものの移動
- 行政職員・地域リーダー・住民それぞれの時間ごとと担当ごとの防災行動

3 自主防災行動計画づくりの実践事例

(1) 多可町中村町

平成21年10月25日	防災講演会（集落全体）
平成21年11月27日	第1回防災マップづくりとWS ワークショップ
平成22年1月～2月	第2・3回行動計画づくりWS
平成22年5月～	第1回防災隣保のつどい（6回）
平成23年7月～8月	第2回防災隣保のつどい（6回）
平成24年9月2日	防災訓練・スクラムハート
平成25年10月26・27日	防災コミュニティ資料展

(2) 洲本市潮地区

平成24年1月12日	防災講演会（洲本川流域全域）
平成24年10月20日	第1回防災講演と説明会
平成24年11月11日	第2回まち歩きとWS
平成24年12月17日	第3回マップづくりとWS
平成25年1月28日	第4回WSとまとめ
平成25年3月	防災マニュアル完成（市が印刷）
平成25年4月13日	淡路島地震
平成25年4月28日	津波想定避難訓練

4 自主的な防災行動計画づくり支援の成果と今後の取り組み

このほか、洲本市漁師町地区・洲本市由良地区・三田市他でも防災行動計画づくりを支援しています。地域の住民が自分たちで、発災時にどう行動するかを話し合い、訓練することで、その地域の防災力が格段に強化されと考えています。

皆さんも、ぜひ自主防災行動計画づくりに取り組んでいただきたいと思います。私たちも、取り組まれる地域に向いて自主防災行動計画づくりを支援します。

＝ NPO法人 ひょうご地域防災サポート隊 代表 伊藤道司 ＝



よりよい訓練にするために

1 事故がおきたら～訓練中にケガをした場合の対応など

訓練中に転んでケガをした！このような場合に備えてボランティア保険に加入することをお勧めします。その他の制度についても紹介します。

1 はじめに

阪神・淡路大震災の教訓をもとに、県内で多くの自主防災組織が結成され、さまざまな防災活動が行われています。

これらの活動時に事故が発生した場合はどうすればよいのでしょうか。事故をおこさないようにすることが第一ですが、もし事故が起こった場合の対応について、あらかじめ知っておくことも大切です。

2 事故を起こさないために

訓練などを実施する時は、

- ヘルメットや手袋を着用し、ケガをしにくい服装をする。
- 火気の取扱いや資機材の取扱いにも注意する。
- 訓練会場周辺の状況にも注意する。
- あらかじめ、どのような活動が危険なのか話し合っておく。
- 無理をしない、無理をさせない。

などを心がけましょう。

3 事故が起きたら

- ケガ人等の応急処置をする。
 - 二次災害を起こさない。
 - 救急箱やAEDなどを準備しておくとともに、応急処置の知識を身につけておく。
- などの体制をとっておくことも必要です。



4 ボランティア保険の活用

万が一の事故に備えてボランティア保険に加入しておく、いざという時に安心です。

■兵庫県ボランティア・市民活動災害共済

ボランティア活動中の事故を補償するもので、「傷害補償」「賠償責任補償」「死亡見舞金」をセットにした保険です。

加入対象者は、兵庫県社会福祉協議会及び各市区町社会福祉協議会に登録された団体及び個人ボランティアに限ります。掛金は1名につき500円で、補償期間は翌年3月31日までです。

〈お申し込み・お問い合わせ先〉最寄りの社会福祉協議会ボランティアセンター

■兵庫県ボランティア活動等行事用保険

1日行事で活動中の事故を補償するもので「傷害保険」「賠償責任保険」がセットされています。加入資格者は行事主催団体・被保険者が次の場合です。

○行事主催団体

兵庫県社会福祉協議会及び各市区町社会福祉協議会に登録されたボランティア・市民活動団体

○被保険者（補償の対象者）

傷害保険：行事主催団体が主催する行事の参加者等

賠償責任保険：行事主催団体

掛金は、会合や講習会などは1名につき50円、消火訓練や避難訓練、防災訓練は1名につき207円です。また宿泊を伴う行事についても掛金は変わります。

〈お申し込み・お問い合わせ先〉最寄りの社会福祉協議会ボランティアセンター

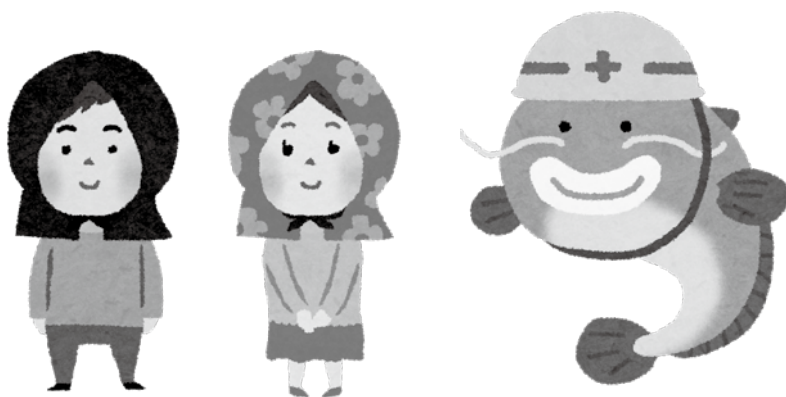
■防火防災訓練災害補償等共済制度

市町や自主防災組織などが行う防火防災訓練において、訓練参加者が訓練に起因する事故により傷害を受けた場合に市町等が行う補償等に対して、てん補金を支払う共済制度です。

（財）日本消防協会が実施されている共済制度で、加入者は市町です。加入市町が、防火防災訓練で発生した不慮の事故による被害者に対し責任をもって補償する訓練が対象になります。

自主防災組織が主催する防火防災訓練であっても、事前に市町または消防機関へ訓練計画書を届出して市町または消防機関が認めたものは、てん補の対象となりますので、訓練の実施が決まれば市町や消防機関に相談してください。

これら以外にも損害保険会社にレクリエーション保険や行事保険といった保険の活用について問い合わせてみるのもよいでしょう



2 お役立ち情報

○ひょうご防災ネットについて

「ひょうご防災ネット」は、携帯電話のメール機能やホームページ機能を利用して、あらかじめ登録された皆さんに、気象警報や地震情報、災害発生時等の避難情報のほか災害に備えるための防災マメ知識などのお知らせを発信するシステムです。

■緊急気象情報
気象警報、土砂災害警戒情報、河川洪水予報、地震・津波・竜巻に関する情報、特別警報等

■緊急情報
避難情報等

■国民保護情報
大規模テロ情報、弾道ミサイルに関する情報等

■お知らせ情報
防災に関する豆知識など

メール例

兵庫県災害対策センターから緊急情報が配信されました。

【配信時間】
2012-XX-XX 15:30

【タイトル】
知事メッセージ(新) 兵庫県気象警報情報が発表されました。

【内容】
兵庫県では「感震防止及び感染症の発生防止」に関する情報です。

XX月XX日 7時15分

<警報発令>
[大雨警報]
養父市*

以上の発表がありました。

*印は新たに警戒対象になった地域を示します。



登録を希望される方は、普段身に付けている携帯電話等から <http://bousai.net> にアクセス

○「兵庫県CGハザードマップ」について

防災意識の向上を図り、災害時に県民がより的確に行動できることを目指し、ハザードマップやリアルタイム情報等を取りまとめた「CGハザードマップ」をホームページで公開しています。

<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

【平時】

- ①5つの自然災害（洪水、土砂災害、津波、高潮、ため池災害）の浸水エリアや危険箇所、避難に必要な情報を表示。※見たい地点を簡単に検索可能。
- ②駅や公共施設等の主要地点において、災害危険度のイメージをCG等で確認。
- ③災害の恐ろしさや避難時の留意点等を学ぶ「防災学習」を掲載。
- ④作図機能を用い、地域の防災マップの作成が可能。

【災害時】

- ①災害時に役立つリアルタイム情報(雨量、河川水位、カメラ画像等)や避難所情報を表示。
- ②気象情報に加え、各種観測情報（河川、道路、土砂災害、潮位）を一元的に提供。



ひょうご防災リーダー（講座）について

10年を迎えたひょうご防災リーダー講座

兵庫県では、平成16年度から「ひょうご防災リーダー講座」を開講し、地域防災の担い手となる自主防災組織等のリーダーを育成しています。この講座修了者は既に1,500人を超えており、中でも自治会や消防団関係者のほか、防災に関心の高い人の受講が増えています。

ひょうご防災リーダー講座とは

おおむね10月から3月までの半年間に兵庫県広域防災センター等で12日間開講し、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えるため、より実践的なカリキュラムとしています。特に、地域で実践できる災害対応図上演習や防災クロスロードゲームなどのワークショップ型の研修、地域防災訓練への参加等を取り入れるなどバラエティーに富んだ講座となっています。

講座修了者は知事名の終了証と「ひょうご防災リーダー」の称号が授与され、また日本防災士機構が認定する防災士の受験資格が付与されます。

講座修了者のスキルを活用して活動の活性化を

現在、講座修了者の所属する自治会、グループ、職場などにおける体験学習の企画や市町等の防災訓練のサポーターとして活動されている方もおられますが、地域の防災活動に貢献できる方はまだ多くおられると思います。そのため、同講座で修得したスキルを地域の防災活動に生かせるように、居住地（又は勤務地）の市町に修了者名簿を提供しています。防災訓練のアドバイザーや地域で中核となって活動する方が必要なときには、市町防災担当課にお問い合わせください。

みなさんの地域からひょうご防災リーダーを

みなさんの地域の自主防災組織に所属している方がこの講座を受講されれば、活動の力強いサポート役となり、自主防災組織の活性化につながると思います。是非とも受講をお勧めします。毎年8月頃に受講受付をしていますので、詳しくは兵庫県広域防災センター 防災教育担当（0794-87-2920）にお問い合わせください。



県内市町 自主防災組織に関するお問い合わせ窓口

市町名	代表電話番号	担当課室名	電 話	FAX
神戸市	078-325-8510	消防局予防部 予防課	078 - 322 - 5754	078 - 325 - 8525
尼崎市	06-6481-0119	消防局 予防課	06 - 6481 - 3964	06 - 6483 - 5023
西宮市	0798-35-3151	防災危機管理局 地域防災啓発課	0798 - 35 - 3092	0798 - 36 - 1990
芦屋市	0797-31-2121	都市建設部 防災安全課	0797 - 38 - 2093	0797 - 38 - 2157
伊丹市	072-783-0123	消防局 予防課	072 - 783 - 0123	072 - 783 - 4999
宝塚市	0797-73-1141	消防本部 予防課	0797 - 73 - 1953	0797 - 77 - 3951
川西市	072-740-1111	総務部 危機管理室	072 - 740 - 1145	072 - 740 - 1320
三田市	079-564-0119	消防本部 予防課	079 - 564 - 0119	079 - 563 - 1230
猪名川町	072-766-0001	総務部 総務課 危機管理室	072 - 766 - 8703	072 - 766 - 3732
明石市	078-912-1111	コミュニティ推進部 市民協働推進室	078 - 918 - 5004	078 - 918 - 5131
加古川市	079-421-2000	総務部 危機管理室	079 - 427 - 9717	079 - 424 - 1375
高砂市	079-442-2101	企画総務部 危機管理室	079 - 443 - 9008	079 - 442 - 9577
稲美町	079-492-1212	経済環境部 危機管理課	079 - 492 - 9168	079 - 492 - 7792
播磨町	079-435-0355	危機管理グループ	079 - 435 - 0991	079 - 435 - 7901
西脇市	0795-22-3111	ふるさと創造部 防災対策課	0795 - 22 - 3111	0795 - 22 - 1014
三木市	0794-82-2000	企画管理部 危機管理課	0794 - 89 - 2370	0794 - 82 - 2278
小野市	0794-63-1000	市民安全部 防災グループ	0794 - 63 - 3387	0794 - 63 - 1093
加西市	0790-42-1110	総務部 危機管理課	0790 - 42 - 8751	0790 - 43 - 1800
加東市	0795-42-3301	市民安全部 防災課	0795 - 43 - 0402	0795 - 42 - 5055
多可町	0795-32-2380	生活安全課	0795 - 32 - 4777	0795 - 32 - 3814
姫路市	079-221-2111	危機管理室 防災担当	079 - 223 - 9594	079 - 223 - 9541
市川町	0790-26-1010	総務課	0790 - 26 - 1010	0790 - 26 - 1049
福崎町	0790-22-0560	住民生活課	0790 - 22 - 0560	0790 - 22 - 5980
神河町	0790-34-0001	住民生活課	0790 - 34 - 0963	0790 - 34 - 1556
相生市	0791-23-7111	企画総務部 総務課	0791 - 23 - 7126	0791 - 22 - 6439
たつの市	0791-64-3131	総務部 危機管理課	0791 - 64 - 3219	0791 - 63 - 2594
赤穂市	0791-43-3201	市長公室 危機管理担当	0791 - 43 - 6866	0791 - 43 - 6892
穴栗市	0790-63-3000	まちづくり推進部 消防防災課	0790 - 63 - 3119	0790 - 63 - 3064
太子町	079-277-1010	企画政策課 地域安全係	079 - 277 - 5998	079 - 276 - 3892
上郡町	0791-52-1111	住民課	0791 - 52 - 1115	0791 - 52 - 6490
佐用町	0790-82-2521	企画防災課 防災対策室 防災対策係	0790 - 82 - 0664	0790 - 82 - 0131
豊岡市	0796-23-1111	総務部 防災課 消防係	0796 - 23 - 1111	0796 - 24 - 5932
養父市	079-662-3161	企画総務部 総務課	079 - 662 - 3161	079 - 662 - 7491
朝来市	079-672-3301	市長公室 防災安全課	079 - 672 - 6112	079 - 672 - 4041
香美町	0796-36-1111	総務課 防災安全室	0796 - 36 - 1111	0796 - 36 - 3809
新温泉町	0796-82-3111	町民課 環境防災係	0796 - 82 - 5621	0796 - 82 - 2970
篠山市	079-552-1111	市民生活部 市民安全課 防災係	079 - 552 - 1116	079 - 554 - 2332
丹波市	0795-82-1001	生活環境部 防災対策室	0795 - 82 - 0250	0795 - 82 - 1821
洲本市	0799-22-3321	総務部 消防防災課	0799 - 22 - 3321	0799 - 24 - 1722
南あわじ市	0799-43-5001	総務部 防災課	0799 - 43 - 5006	0799 - 43 - 5106
淡路市	0799-64-0001	危機管理部	0799 - 64 - 2555	0799 - 64 - 2170

県下消防署一覧

※は、自主防災組織に対する窓口がない所です。
窓口のある消防署または本部へお問い合わせください。

消防本部名	署所名	電 話	FAX
神戸市消防局 電話 (078) 333-0119 FAX (078) 392-2119	東灘消防署	(078) 843-0119	(078) 854-3119
	青木出張所	(078) 412-0119	(078) 413-0119
	六甲アイランド出張所	(078) 858-0119	(078) 857-5119
	深田池出張所	(078) 854-0119	(078) 854-4119
	灘消防署	(078) 882-0119	(078) 802-7119
	青谷橋出張所	(078) 802-0119	(078) 861-9119
	中央消防署	(078) 241-0119	(078) 261-1119
	栄町出張所	(078) 351-0119	(078) 382-1119
	山手出張所	(078) 360-0119	(078) 361-5119
	兵庫消防署	(078) 512-0119	(078) 531-1119
	運南出張所	(078) 681-0119	(078) 671-1119
	北消防署	(078) 591-0119	(078) 594-1119
	北神分署	(078) 981-0119	(078) 987-1119
	有馬出張所	(078) 903-0119	(078) 903-1119
	山田出張所	(078) 581-0119	(078) 581-1119
	ひよどり出張所	(078) 741-0119	(078) 742-0119
	長田消防署	(078) 578-0119	(078) 578-2119
	大橋出張所	(078) 643-0119	(078) 643-2119
	須磨消防署	(078) 735-0119	(078) 734-4119
	板宿出張所	(078) 737-0119	(078) 732-4119
	北須磨出張所	(078) 791-0119	(078) 792-2119
	垂水消防署	(078) 786-0119	(078) 786-1119
	塩屋出張所	(078) 753-0119	(078) 752-6119
	高丸出張所	(078) 705-0119	(078) 705-3119
	舞子出張所	(078) 782-0119	(078) 783-4119
	西消防署	(078) 961-0119	(078) 961-1119
	伊川谷出張所	(078) 974-0119	(078) 974-5119
	押部谷出張所	(078) 994-0119	(078) 995-1119
	水上消防署	(078) 302-0119	(078) 303-3119
	消防機動隊	(078) 303-1192	(078) 302-8119
	市民防災総合センター	(078) 743-3771	(078) 743-0119
姫路市消防局 電話 (079) 223-0003 FAX (079) 222-8222	姫路東消防署	(079) 288-0119	(079) 288-8599
	御国野出張所	(079) 252-0119	(079) 252-2304
	豊富出張所	(079) 264-0119	(079) 264-6815
	飾東出張所	(079) 262-0119	(079) 262-0120
	増位出張所	(079) 222-0119	(079) 222-0120
	姫路西消防署	(079) 294-0119	(079) 294-3279
	飾西出張所	(079) 266-0119	(079) 266-6307
	林田出張所	(079) 261-0119	(079) 261-0120
	飾磨消防署	(079) 233-0119	(079) 233-0129
	白浜分署	(079) 245-0119	(079) 245-0124
	広畑分署	(079) 239-0119	(079) 239-0499
	大の出張所	(079) 254-0119	(079) 254-6119
	家島出張所	(079) 325-0119	(079) 325-0131
	坊勢出張所	(079) 326-0119	(079) 326-0210
	網干消防署	(079) 273-0119	(079) 273-9992
	勝原出張所	(079) 274-0119	(079) 274-0019
	中播消防署	(0790) 23-0119	(0790) 22-0119
	夢前出張所	(079) 336-0119	(079) 336-1471
	香寺出張所	(079) 265-0119	(079) 265-0212
	北部出張所	(0790) 28-0119	(0790) 28-1535
尼崎市消防局 電話 (06) 6481-0119 FAX (06) 6483-5023	中消防署	(06) 6401-0119	(06) 6401-0481
	三和分署	(06) 6412-0119	(06) 6412-0124
	東消防署	(06) 6494-0119	(06) 6494-0689
	常光寺出張所	(06) 6401-5119	(06) 6401-5122
	西消防署	(06) 6411-0119	(06) 6411-0218
	武庫分署	(06) 6431-0119	(06) 6431-3492
	大庄出張所	(06) 6416-0119	(06) 6416-0129
	北消防署	(06) 6421-0119	(06) 6428-5255
	園田分署	(06) 6492-0119	(06) 6492-0199
	塚口出張所	(06) 6422-0119	(06) 6422-0166

県下消防署一覧

※は、自主防災組織に対する窓口がない所です。
窓口のある消防署または本部へお問い合わせください。

消防本部名	署所名	電 話	FAX
明石市消防本部 電話 (078) 921-0119 FAX (078) 918-5983	明石市消防署	(078) 921-0119	(078) 918-5984
	朝霧分署	(078) 915-0119	(078) 918-5991
	中崎分署	(078) 918-0119	(078) 918-5113
	大久保分署	(078) 934-0119	(078) 918-5993
	江井島分署	(078) 946-0119	(078) 918-5994
	魚住分署	(078) 948-0119	(078) 918-5995
	二見分署	(078) 942-0119	(078) 918-5996
西宮市消防局 電話 (0798) 26-0119 FAX (0798) 36-2460	西宮消防署	(0798) 23-0119	(0798) 32-0019
	北夙川分署	(0798) 74-0119	(0798) 73-3591
	鳴尾消防署	(0798) 49-0119	(0798) 43-1149
	浜分署	(0798) 22-0119	(0798) 22-8849
	瓦木消防署	(0798) 63-0119	(0798) 66-8286
	甲東分署	(0798) 54-0119	(0798) 51-5411
	北消防署	(0797) 61-0119	(0797) 61-1641
芦屋市消防本部 電話 (0797) 32-2345 FAX (0797) 32-0119	山口分署	(078) 904-0119	(078) 903-3924
	芦屋市消防署	(0797) 32-2345	(0797) 32-0119
	高浜分署 ※	(0797) 34-0717	(0797) 38-0119
	東山出張所 ※	(0797) 32-6843	(0797) 32-6847
伊丹市消防局 電話 (072) 783-0123 FAX (072) 783-4999	奥池分遣所 ※	(0797) 34-0119	(0797) 34-0519
	東消防署	(072) 772-0119	(072) 772-5119
	神津出張所	(072) 773-0119	(072) 773-0119
	南野出張所	(072) 784-0119	(072) 784-0971
	西消防署	(072) 783-0124	(072) 783-4986
	池尻出張所	(072) 778-0119	(072) 778-0119
豊岡市消防本部 電話 (0796) 24-1119 FAX (0796) 24-2119	荒牧出張所	(072) 781-0119	(072) 781-9190
	豊岡消防署	(0796) 24-1119	(0796) 24-2119
	日高分署	(0796) 43-2119	(0796) 43-2032
	出石分署	(0796) 52-0119	(0796) 53-2018
	出石分署但東駐在所	(0796) 54-0119	(0796) 54-1119
	城崎分署	(0796) 32-0119	(0796) 32-4462
加古川市消防本部 電話 (079) 424-0119 FAX (079) 424-0530	城崎分署竹野出張所	(0796) 47-1119	(0796) 43-6006
	中央消防署	(079) 427-0119	(079) 420-9530
	北分署	(079) 438-0119	(079) 438-6531
	西分署	(079) 432-0119	(079) 432-4661
	志方分署	(079) 452-0119	(079) 452-4151
	両荘分署	(079) 428-0119	(079) 428-0674
	東消防署	(079) 426-0119	(079) 422-5306
	南分署	(079) 435-0119	(079) 437-9031
	野口分署	(079) 454-0119	(079) 454-5520
	稲美分署	(079) 492-0119	(079) 492-1761
赤穂市消防本部 電話 (0791) 43-0119 FAX (0791) 45-0119	播磨分署	(079) 436-0119	(079) 436-6691
	赤穂消防署	(0791) 43-0119	(0791) 45-0119
	上郡消防署	(0791) 52-5119	(0791) 52-1351
宝塚市消防本部 電話 (0797) 73-1141 FAX (0797) 77-3951	新都市分署	(0791) 58-0119	(0791) 58-2119
	西消防署	(0797) 73-1969	(0797) 77-3957
	南部出張所	(0797) 71-0119	(0797) 71-0168
	栄町出張所	(0797) 86-6151	(0797) 86-6154
	宝松苑出張所	(0797) 72-0119	(0797) 72-0138
	東消防署	(0797) 88-0119	(0797) 89-1004
	雲雀丘出張所	(0727) 59-3900	(0727) 59-3920
	米谷出張所	(0797) 87-1019	(0797) 87-1049
	中山台出張所	(0797) 89-5019	(0797) 89-5092
	西谷出張所	(0797) 91-1289	(0797) 91-1290

消防本部名	署所名	電 話	FAX
三木市消防本部 電話 (0794) 82-0119 FAX (0794) 82-9167	三木市消防署	(0794) 82-0119	(0794) 82-9167
	広野分署	(0794) 85-0119	(0794) 85-3922
	吉川分署	(0794) 73-0119	(0794) 73-1179
高砂市消防本部 電話 (079) 448-0119 FAX (079) 448-0928	高砂市消防署	(079) 448-0119	(079) 448-0928
	高砂分署	(079) 442-0179	(079) 442-0179
川西市消防本部 電話 (072) 759-0119 FAX (072) 757-3379	南消防署	(072) 757-1194	(072) 757-3395
	久代出張所	(072) 756-0119	(072) 756-0120
	北消防署	(072) 794-0119	(072) 794-5916
	清和台出張所	(072) 799-0119	(072) 799-0229
	多田出張所	(072) 792-0119	(072) 792-0993
小野市消防本部 電話 (0794) 63-0119 FAX (0794) 63-7199	小野市消防署	(0794) 63-0119	(0794) 63-7199
	南分署	(0794) 63-0099	(0794) 62-6299
三田市消防本部 電話 (079) 564-0119 FAX (079) 563-1230	三田市消防署 ※	(079) 564-0119	(079) 563-1230
	西分署 ※	(079) 568-7119	(079) 560-0181
	東分署 ※	(079) 559-0119	(079) 559-0399
篠山市消防本部 電話 (079) 594-1119 FAX (079) 594-2070	篠山市消防署	(079) 594-1119	(079) 594-2070
丹波市消防本部 電話 (0795) 72-2255 FAX (0795) 72-1155	丹波市消防署	(0795) 72-2255	(0795) 72-1155
	山南救急駐在所	(0795) 77-1463	(0795) 77-1600
猪名川町消防本部 電話 (072) 766-0119 FAX (072) 766-8831	猪名川町消防署	(072) 766-0119	(072) 766-8831
	北出張所 ※	(072) 769-0119	(072) 769-1004
淡路広域消防事務組合 消防本部 電話 (0799) 24-0119 FAX (0799) 24-4575	洲本消防署	(0799) 22-0119	(0799) 22-0261
	洲本消防署由良出張所 ※	(0799) 27-0119	(0799) 27-0470
	津名一宮分署	(0799) 62-0119	(0799) 62-5298
	洲本消防署五色出張所 ※	(0799) 33-0119	(0799) 33-1097
	岩屋分署	(0799) 72-0119	(0799) 72-4300
	岩屋分署北淡出張所 ※	(0799) 84-0119	(0799) 84-0669
	南淡分署	(0799) 52-0119	(0799) 53-1217
	南淡分署西淡出張所 ※	(0799) 38-0119	(0799) 36-3743
美方広域消防本部 電話 (0796) 92-0119 FAX (0796) 92-0594	美方広域消防署	(0796) 92-0119	(0796) 92-0594
	香住分署	(0796) 36-0119	(0796) 36-3339
	村岡出張所	(0796) 95-0119	(0796) 95-0055
北はりま消防本部 電話 (0795) 48-3071 FAX (0795) 48-3234	西脇消防署 ※	(0795) 22-0119	(0795) 23-6119
	黒田庄駐在所 ※	(0795) 28-5119	(0795) 28-5119
	多可消防署 ※	(0795) 32-0119	(0795) 32-3900
	加美駐在所 ※	(0795) 36-0119	(0795) 36-0126
	八千代駐在所 ※	(0795) 37-1919	(0795) 37-1929
	加西市消防署	(0790) 42-0119	(0790) 42-3435
	南分署 ※	(0790) 49-1128	(0790) 49-1127
	北分署 ※	(0790) 45-0119	(0790) 45-1876
	加東市消防署 ※	(0795) 42-0119	(0795) 42-6406
	東条分署 ※	(0795) 47-0119	(0795) 47-0639
西はりま消防本部 電話 (0791) 76-7119 FAX (0791) 72-6119	相生消防署	(0791) 23-7119	(0791) 23-2119
	たつの消防署	(0791) 64-3212	(0791) 63-3042
	新宮分署	(0791) 75-1119	(0791) 75-4300
	御津出張所	(079) 322-3618	(079) 322-3618
	揖保川出張所	(0791) 72-2900	(0791) 72-2900
	穴栗消防署	(0790) 62-0119	(0790) 63-0119
	一宮分署	(0790) 72-0119	(0790) 72-0119
	波賀出張所	(0790) 75-3119	(0790) 75-3119
	千種出張所	(0790) 76-3119	(0790) 76-3119
	太子消防署	(079) 276-1191	(079) 276-2246
	佐用消防署	(0790) 82-3872	(0790) 82-0119
	朝来消防署	(079) 672-0119	(079) 672-5046
	生野出張所	(079) 679-4119	(079) 679-5119
南但消防本部 電話 (079) 672-0119 FAX (079) 672-5046	養父消防署	(079) 662-0119	(079) 662-7764
	大屋出張所	(079) 669-0119	(079) 669-0998

参考文献ほか

参考文献 本冊子の作成にあたっては、以下の資料を活用させていただきました。

- 自主防災組織の手引ーコミュニティと安心・安全なまちづくりー 平成19年3月（総務省消防庁）
- 自主防災組織づくりとその活動ー自主防災組織教育指導者用教本
ー 平成19年3月（総務省消防庁消防大学校）
- チャレンジ！防災48（総務省消防庁）
- 防コミブックマーク（防災福祉コミュニティ活動の手引き）ー 平成21年4月（神戸市消防局）
- 自主防災のしおりー 平成18年度（兵庫県）
- 災害時要援護者支援指針（平成25年版）（兵庫県）

協力団体

（事例）神戸市消防局、姫路市消防局、尼崎市消防局、三田市消防本部
芦屋市、伊丹市、豊岡市、丹波市、南あわじ市、NPO法人 ひょうご地域防災サポート隊
（写真）尼崎市消防局、西宮市消防局、伊丹市消防局、赤穂市消防本部、宝塚市消防本部、
三田市消防本部、篠山市消防本部、淡路広域消防事務組合消防本部、美方広域消防本部、
北はりま消防本部、西はりま消防本部、南但消防本部
姫路市、芦屋市、高砂市、川西市

『防災訓練はじめての一步！ー自主防災組織活動手引きと事例』検討会 委員

委員名	所属・役職等
船木 伸江	神戸学院大学 人文学部 准教授 学際教育機構 防災・社会貢献ユニット
奥村 芳彦	神戸市消防局 予防部 予防課長
伊藤 道司	NPO法人 ひょうご地域防災サポート隊 代表

平成26年3月発行

◆この冊子のお問い合わせ先◆

兵庫県企画県民部災害対策局消防課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL：078-341-7711(代) 内線3431・3432



自然災害への備えにプラスワン！

兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス
サポーター
はばタン



フェニックス共済



兵庫県住宅再建共済制度は、阪神・淡路大震災で学んだ教訓「助け合いの大切さ」を活かした住宅所有者等の共助の仕組みです。
次なる災害に備えるため、ぜひご加入ください。

住宅再建共済制度

自然災害で半壊以上の被害を受けた住宅の再建等に
負担金年額5,000円／戸で、最高600万円を給付

給付金の種類	給付対象	給付金額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入	600万円
補修給付金	全壊で補修	200万円
	大規模半壊で補修	100万円
	半壊で補修	50万円
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入・補修をせずに賃貸住宅に入居した場合等	10万円

- (注) 1 兵庫県以外で再建・購入した場合は、上記給付金額の1/2の額となります。
2 賃貸住宅等については、所有者が加入できますが、別途制約があります。



一部損壊を対象とした制度！！(平成26年8月1日施行)

負担金年額500円／戸の追加負担で、一部損壊（損害割合10%以上）に最高25万円を給付

給付金の種類	給付対象	給付金額
再建等給付金	一部損壊（損害割合10%以上）で再建・購入	25万円
補修給付金	一部損壊（損害割合10%以上）で補修	25万円
居住確保給付金	一部損壊（損害割合10%以上）で再建・購入・補修をせずに賃貸住宅に入居した場合等	10万円

- (注) 1 兵庫県以外で再建・購入した場合は、上記給付金額の1/2の額となります。
2 賃貸住宅等については、所有者が加入できますが、別途制約があります。

家財再建共済制度

自然災害で床上浸水以上の被害を受けた家財の購入等に
負担金年額1,500円／戸で、最高50万円を給付

給付金の種類	給付対象	給付金額
家財再建共済 給付金	住宅が全壊で家財を補修・購入	50万円
	住宅が大規模半壊で家財を補修・購入	35万円
	住宅が半壊で家財を補修・購入	25万円
	住宅が床上浸水で家財を補修・購入	15万円

- (注) 1 住宅再建共済制度加入者は、負担金年額1,000円／戸となります。
2 賃貸住宅等については、賃借人が加入できます。

※その他、マンションの管理者等が加入するマンション共用部分を対象とした制度もあります!!

■お問い合わせ先

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金 TEL: 078-362-9400
http://phoenix.jutakusaiken.jp/index.html
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁内